

午前10時01分 開会

議長（永井 正君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第3号により行います。

日程第1により、一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

4番（国実久夫君） 12月議会の1番バッターを引いていただきまして、本当に感謝しております。いつもこんなに幸せでいいのかなと思いつつ、質問に入りたいと思います。

その前に、私はスポーツ振興と観光について上げております。12月2日に第1回別府市長杯争奪グラウンドゴルフ大会を、市長の御協力のもとで開催することができまして、213名、喜んでグラウンドゴルフを楽しみました。グラウンドゴルフ協会の顧問として、市長に厚く御礼を申し上げます。

それでは、第1問のスポーツ振興についてお尋ねします。社会が高齢化していく中で、自分なりに楽しめるスポーツに取り組んでいる高齢者の方々が年々増加しています。中でもグラウンドゴルフの大会を開催すると、1,000人以上の人が参加しています。このような大会を別府市で開催できれば、観光浮揚に大変役立つと思われます。

さて今回は、グラウンドゴルフとともに競技人口が急激に増加しているパークゴルフ場の建設をお願いしたいと思います。

パークゴルフは、クラブ1本とボール1個があれば、だれでもすぐに楽しめるスポーツであります。世代を越えて遊べる楽しさがあり、緑の芝生と樹木や花が美しいコースで空気が新鮮に感じられ、自然に親しんでいる気がします。パークゴルフ場は、現在、大分県では国東町の行入ダムと山香の風の郷、安心院の家族旅行村の三つに専用のコースがあります。使用料金も500円程度で、多くの方々がこのコースに訪れています。また、現在では専門の雑誌も発刊されるほど、競技人口も増加してきています。このようなパークゴルフ場を別府市につくれば、地域住民の健康増進や観光資源として活用できると思っておりますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思ひまして提案しました。当局の回答をお願いします。

スポーツ振興課参事（浜川和久君） お答えいたします。

パークゴルフは、グラウンドゴルフ同様、大人から子どもまで3世代で競技を楽しめる生涯スポーツとして競技者も増加しており、住民の健康増進、競技大会による観光客誘致にも貢献できるものと思ひます。しかし、施設の整備にも大きな経費が必要となりますので、今後の検討課題とし、関係各課と協議してまいりたいと思ひます。

4番（国実久夫君） 予算も要ることでしょう。よろしくをお願いします。

次に、別府市でもさまざまなスポーツに頑張っている方がたくさんおられます。その中で大分県の大会等で優秀な成績をおさめられ、九州大会や全国大会に参加された場合の別府市スポーツ振興奨励金の増額についてお願いしたいと思います。例えば、小学生1チーム15名が2泊3日で東京の全国大会に参加した場合、参加する子どもだけでホテル代と交通費で約62万4,000円がかかります。それに監督やコーチ、そして保護者の費用がかかると思ひます。しかし、別府市スポーツ振興奨励金交付要綱によると、1チームの上限の15万円が支給されるだけといった状況です。選手の家計の負担を少しでも減らすためにも、今後スポーツを振興していくためにも、ぜひとも増額をしていただきたいと思ひます。お願いします。

スポーツ振興課参事（浜川和久君） お答えいたします。

平成16年度は、688名の方々に529万3,990円のスポーツ奨励金をお渡ししております。しかし、これで選手の方々の宿泊費と交通費を十分に賄えているとは言えない面もあります。厳しい財政状況の中でございますが、これからの別府市のスポーツを振

興していくためにも、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

4番（国実久夫君） 緊縮財政ですので、よろしくをお願いします。

次に、リサーチヒルの土地について提言いたします。

別府の財産であります別府リサーチヒルについては、セイコーエプソン株式会社に売却した後、いまだに販売が進んでいないが、なぜ進んでいないのか答弁をお願いします。

商工課参事（阿南文明君） お答えいたします。

リサーチヒルの企業誘致が進まないのはなぜかという質問でございますが、当該地につきましては、立地条件といたしまして、いわゆる頭脳立地法に基づくソフトウェア業等の6業種に限定されております。そのため他の業種の誘致が難しく、また土地の形状も丘陵地でありまして、細切れの用地が多くなっております。そのため大規模な施設の建設に向かない、そのような理由をもちまして誘致が困難となっている状況ではないかというふうに考えております。

4番（国実久夫君） 昨今の情勢は厳しくあります。企業が設備投資を手控える昨今、リサーチヒルへの企業誘致が進まないのであれば、私は、用地の売却でなく貸付けも視野に入れる等、企業が進出しやすくなるような条件整備をしていくことが必要ではないかと思えます。柔軟な発想が必要だと痛感しております。御答弁をお願いします。

商工課参事（阿南文明君） お答えいたします。

別府リサーチヒルにつきましては、土地の所有が別府市土地開発公社になっておりまして、公社の業務規程に基づき管理しております。議員御指摘の貸付けの件につきましては、業務規程の中でさまざまな制約を設けておりますので、貸付けの内容によっては業務規程を改正する必要が生じるものと考えられます。今後、関係各課並びに土地開発公社とも協議してまいりたいと考えております。

4番（国実久夫君） 役所さんというのですか公共というのですか、業務規程等に縛られてなかなか柔軟な発想ができないような私は感触をしております。

それでは、3番目の温泉の湧出量について御質問をいたします。

市長、助役、執行部の皆さん、別府の泉質や湯量は日本一ということが言われております。その泉質、どこの温泉がどうであると、皆さん即答できますか。なかなか私も、別府生まれの別府育ちの私でさえ即答は難しい、なかなか把握しておりません。

そこで、お尋ねします。本市は泉質や湯量は日本一というが、別府八湯ごとの代表的な泉質、湯量の算出は具体的にはどのようなものかお尋ねします。

温泉振興室長（浜口善友君） お答えいたします。

まず泉質につきましては、掲示用の泉質ということで11種類ほどございます。まず1番目に単純温泉、次に二酸化炭素泉、それから炭酸水素塩泉、それから塩化物泉、硫酸塩泉、含鉄泉、含アルミニウム泉、含銅・鉄泉、硫黄泉、酸性泉、それから放射能泉、以上の11種類でございますが、本市はこのうちの放射能泉を除く10種類の泉質があるというふうに言われております。

また、別府八湯の代表的な泉質につきましては、個々の泉源で泉質が多少異なりますので一概には言えませんが、おおむね別府温泉が炭酸水素塩泉それから単純温泉、それから浜脇温泉につきましては塩化物泉、観海寺温泉が炭酸水素塩泉、それから堀田温泉が硫黄泉、明礬温泉が硫黄泉、それから酸性泉、それに含アルミニウム泉、鉄輪温泉が塩化物泉それから硫酸塩泉、含鉄泉、柴石温泉が硫酸塩泉、亀川温泉が塩化物泉であります。

また、湧出量につきましては、1日約13万キロリットルというふうに言われております。この算出につきましては、大分県の別府県民保健福祉センター、以前の中央保健所です。その温泉台帳に登録されているデータを集計いたします。さらに、これを環境省が全国的に集計をいたしまして、その結果が公表されます。その結果で、本市が日本

一というふうに言われているところでございます。

ただし本年につきましては、環境省の公表でございますが、市町村合併の影響で市町村ごとの公表がございませんで、今回、本年につきましては都道府県単位で公表されております。

4番（国実久夫君） ちょっとお尋ねします。県レベルでの公表はあるものの、市町村レベルでの公表はなされてない、具体的にどういうことでしょうかね。

温泉振興室長（浜口善友君） 従来、環境省は、先ほど申しました集計の結果を公表いたすわけですが、県の単位それから市町村の単位でそれぞれ数値を公表いたしておりました。今回、市町村合併に伴いまして市町村の範囲が変わりまして、環境省もその実態をつかんでいないというのが現状だろうと思いますが、ことしにつきましては都道府県を単位とした公表でございます。

ちなみに、その中で1番はやはり大分県ということでございます。

4番（国実久夫君） そうですね、別府は合併がありませんので、2番、3番が合併したら、そこが1位になる、別府が2位になるという可能性もあるのだと思います。

そこで、「湧出量日本一」という看板を見たり、そういう認識をしているのですけれども、我々は新聞報道しかわからないのですけれども、楠会館跡地、次に私は上げているのですけれども、新聞を読んでおりまして、いつもちょっと疑問に思ったり不思議に思ったりすることがあるのですけれども、なかなか跡地計画が立たない。なぜかといいますと、予算、すぐ予算、次に温泉の湯量が減少して近隣に影響を及ぼす可能性もあるのだというようなことの記事を読みまして、「日本一」と言いながら温泉が枯渇している矛盾。そんなことが現実にあるのかなとか、ボーリング業者さんが本当に真剣になって泉源を掘っているのかな、行き当てているのかなとか、いろいろ自分なりに感じております。耐震の強度の偽造でもそうなのですけれども、何か責任のなすり合い、そのように感じております。それを我々ひとりがぐずぐず言ってもしょうがないので、単刀直入にまた戻って聞きますけれども、日本一の湧出量を誇る別府市にあって、楠温泉など中心市街地の湯量が減少したと聞くが、本市の生命線である温泉が枯渇しないための対応策はどのようなものか、御答弁をお願いします。

温泉振興室長（浜口善友君） お答えいたします。

議員さんが御指摘のとおり、温泉は貴重な地下資源でございます。この貴重な地下資源を適正量を超えてくみ上げると、将来的には枯渇するというふうなおそれも考えられます。温泉の保護と適正な利用を図ることを目的とした温泉法の規定がございまして、温泉法によりますと、温泉の掘削等をしようとするときは知事の許可が必要となります。さらに大分県では、許可に当たりまして大分県の自然環境保全審議会で温泉部会というものがございまして、前段としてこの審議を経ることが必要となってまいります。また、泉源の保護を図るために市内を特別保護地域、これは別府駅周辺それから鉄輪地区、それから亀川地区になりますが、特別保護地域それから保護地域、その他の地域というふうに三つに分けて、新規掘削の距離の規制等が行われているところでございます。

4番（国実久夫君） 先日の日曜日、鉄輪のむし湯の起工式に参加させていただきまして、鉄輪のあの坂道ですか、歩いておられますと、道路の側溝から湯気が立っておりまして、本当に情緒があるなと感じました。私の記憶では、小さいころ、野口やら駅前を通っていてもその湯けむりがあったような気がしております。昨今、全く市内ではそういう光景もなくなりました。私が何度も言いますように、行政とは難しい問題でありまして、インターネットで市民のアンケート等を読んでおられますと、「熱いお湯が流れて危険だ」、そういうような意見があったり、本当、難しい面もあるかと思えます。今のような対策が講じられているにもかかわらず、現実に湯量が減少している例もあり、市として何とか私なり

に対応していただきたいと切にお願いして、もう一度答弁をお願いします。

温泉振興室長（浜口善友君） お答えをいたします。

温泉は、雨水などが地下に浸透いたしまして、30年、40年という長い年月をかけて、再び地上に湧出するというふうに言われております。このような水のサイクルを考えれば、水源のかん養を図るということは大変重要なことであろうというふうに思っております。

そういったことで行政は市民の皆さんと一体となって緑化の推進であるとか、あるいは雨水を地下に還元するとかというふうなこの方法を検討する必要があるのではないかとこのように考えております。

4番（国実久夫君） 市長、私は「緑の委員」にも委嘱されまして、樹木等大切ではないかと思っております。どうか樹木、緑があるまちにしていきたいと思えます。

それでは、次に移ります。楠会館の跡地利用について。

新聞で読みまして、全く進捗していない、計画も立っていない。しかし、危険だという町内の要望により解体をした。私は毎日のように通っておりますけれども、きれいに更地になっております。更地を見ていますと、少し寂しい気がしてなりません。地元市議会議員として、一日も早く何とかしてほしいという願いで、この楠会館跡地の利用方法について提案しました。解体工事が完了して、跡地の活用方法、経緯についてお伺いしたいと思えます。

商工課長（古庄 剛君） お答えいたします。

旧楠会館につきましては、本年の11月に解体工事が完了いたしました。これは、議員さんも周辺でございますので、一番よく御存じのことと思えます。その解体の前から、この跡地の利用方法につきまして地元と協議するということで合意ができておまして、ただ、今、地元側と話し合う中で、地元側の要望と市の方針といえますか、これが一部食い違っておりまして、地元といたしましては、町内公民館それから温泉施設、この複合施設の建設を望んでおります。市といたしましては、現状の厳しい財政状況の中、また公民館等を建設する際の公費負担の限界等、こういうものがありますので、この二つの施設をこの場に復元するという事はなかなか難しいというような形の中で交渉を続けているところでございます。

4番（国実久夫君） こういう提案がありますと、必ず「市の財政状況が厳しい」と答弁されます。私はわからないこともないのですが、以前にも述べたのですが、浜田温泉を解体するときに500万近くかけて設計図を保存したいと、市長が、これをいつか活用したいと述べられていまして、いいことだなとそのときは思いました。浜田温泉の方は、あと篤志家がおまして復旧、温泉としてはだめだったのですが、歴史館みたいなことで復旧されました。亀川の浜田温泉でもそのような願い、新たな温泉、市有で完成させました。楠温泉は旧別府村、たどれば慶応元年、井上馨元勲が楠に静養に来たというすばらしい歴史があるそうです。以前、先輩の浜野議員も述べていました。「クスノキの木があって歴史があるのだ、何とかしてくれ」と。我々議員、地元、一生懸命お願いしております。これは我々議員の限界で、市長に頭を下げてお願いするしかございません。楠港跡地にしても何とか活用して、南部振興のためにどうか立派な施設、投資をしていただきたいとお願いしまして、この項を終わります。（「もう一遍言わなければ」と呼ぶ者あり）

次に、都市計画道路について御質問いたします。

私は、平成16年の第3回一般質問で取り上げましたが、計画決定から長期未整備の都市計画道路の見直しについて、現在どのように推移しているのが再質問いたします。

都市計画課長（内田一章君） お答えいたします。

都市計画道路の見直しということでございます。この都市計画道路は、御案内のように

都市交通における最も根幹的な施設であります。また、交通の用に供するばかりではなく、防災空間の確保など多様な機能を持つ施設として、都市計画において定めるものであります。別府市におきましては、昭和27年に別府国際観光温泉文化都市建設計画に基づきまして定めておきまして、現在は26路線、延長約87キロを都市計画道路として決定しております。現在、整備進捗率ですが、約39%となっております。そういうことで、その多くが長期未整備のままということになっております。そういう中、特に最近では急速な少子・高齢化の進行に伴う人口減少や環境問題、経済活動の低迷など、都市をめぐる状況が大きく変化しております。現在の計画が将来の別府市に必要な道路であるか、計画の変更、あるいは最大の見直しになります。廃止を含めまして見直しについて検討を行う必要があるというような認識をしております。

そのような背景の中、その見直しにつきましては、大分県におきまして都市施設の整備見直方針検討委員会というものが設置されております。その中で、ことしの4月にその方針が示されております。別府市におきましても、その方針に基づきまして、今後見直しをやっていきたいというふうに考えております。

4番（国実久夫君） それでは、別府市での都市計画道路の見直しはいつごろになるのか、具体的なスケジュールは決まっているのかお尋ねします。

都市計画課長（内田一章君） お答えいたします。

都市計画道路見直しについて具体的なスケジュールについてということでございます。私ども、別府市の総合計画や、あるいは別府市都市計画マスタープラン、あるいは平成15年3月に策定いたしました別府市まちづくり交通計画等との整合性を図りながら、大分県の方で示しております都市施設の整備見直し方針に基づきまして、来年度平成18年度に計画路線の実情の把握、見直し路線の抽出等を行ってまいります。そして、平成19、平成20年度に個別路線の評価検討を経まして、見直しが必要な路線につきましては、見直し案を作成いたしまして、パブリックコメント等により住民参画を図り見直し案を検討いたします。そして、その見直しに関する方向性が定まりますと、これは県内他都市とも歩調を合わせているわけですが、平成21年度に都市計画審議会に図り計画の変更というようなスケジュールになります。

4番（国実久夫君） この都市計画道路について一言述べます。私が見直ししてほしい計画道路は、計画では南の端の温泉、高等温泉から旧国道をずっと上がりまして、ずっと北側に行きまして駅前までの計画道路、それから2丁南側から西法寺というお寺があります。それから山の手側に上がる、公民館前に入る計画道路であります。それが昭和27年に計画されまして、今、昭和で直しますと80年。53年間かかって一件も進んでおりません。私は、この計画は無謀ではなかったかと思えます。国家の国債700兆残高という時代も踏まえまして、恐らく私たちが生きている間に拡張はできないと思えます。（「1,000年たってもできんぞ」と呼ぶ者あり）（笑声）私は何度も言っているのですけれども、市長、その住民は、売却するにしてもその計画道路のためにセットバックといひまして、高層のビルは建てられません。売却のときには事前説明といひまして、ここは計画道路で、この分収用されます。何平米、何坪も活用できませんので、それを踏まえて売却もしなければなりません。53年もたつて進まない話を進めながらの交渉なんかというのは、買い手側の立場になれば、そんなものは要らない。では、本人たちが建てるにしても収用はいつかわからないことでセットバック。この前も言ったのですけれども、たまたまというのですか、その裏側に里道がありまして、またバックして物事を立てないといけない。「踏んだりけったり」というのはこのことだと思ふのですよね。それが自分が置かれた立場だったら、「行政の野郎」となるのだと思ふ。私は、一日も早く行政が、その住民の方に接触していただきまして話し合っていたいただきたいと思います。

そこで、新聞を見てみますと、「高裁の判決で都市計画訴訟で住民側が逆転勝訴」という記事がありましたので、私なりにインターネットで早速とってみました。やはり判決文では、11メートルを17メートルに拡幅する客観的で、また実態的な計画道路が正しいとは言えないという判決であります。それは住民が建築確認申請を出して不許可になった争いなのです。そのように住民サイドの行政であってほしい、そういうことを願って私はこれを2度も都市計画道路の見直しについて上げました。

考えてみますと、山の手側から駅前に行く道は多少なりに今不便です。不便でもそれが有効になったからといって、別府の価値が上がるわけではないと思っております。どうか一日も早い見直しをお願いして、この項を終わります。

最後に、中央公民館の管理について上げました。

これは、ささいな要望であります。どうしようかなと考えたのですけれども、大分県の保護司大会が中央公民館でありまして、市長も来賓として参りまして、あいさつをしていただきました。そのときに感じたのですけれども、保護司会というのはお年寄りさんが多いものですから、大か小かわからないのですけれども、トイレに立つ人が多いわけです。そのたび、ドアが「ガチャン」といいます。結構大きな音であります。

それと、暇なときに3階に上がってみますと、畳が古くてすり減っているのを見まして、古い建物にはこういう古い畳が似合うのかなと思ったのですけれども、やはり利用者のごとも考えて新しい畳にした方がいいのではないかなと思います。

それと、3階に上がりますと、危険だと。「危険なので、入らないでください」。その危険な下に我々がおるわけですけれども、何となく違和感を感じました。それで、議場で言わせていただきました。一日も早い改善をお願いして、答弁をお願いします。

生涯学習課長（二宮 司君） お答えいたします。

中央公民館は、昭和3年に建設された建物で、現在、市の有形文化財に指定されており、古い部分も多く残されているため利用しにくい点もあるかと思えます。基本的には建物の価値を損なわない範囲で改修等を行っておりますので、議員御指摘の点につきましては、今後も利用者が快適な環境で使用できるよう、逐次改善をしてみたいと考えております。

17番（高橋美智子君） 2番目に質問をするようにくじを引きましたのは、私でございます。「2番目の幸せ者」というふうに思っております。

それでは、質問にまいります。別府市の図書館サービスについてを、質問させていただきます。

今までも別府市立図書館については、いろいろな議員さんたちもいろんなことで質問をされております。もう皆様方もおわかりのように、ああいう狭い施設であるということと、それから蔵書も少ない、それから新刊書も少ない、もちろん予算も少ないわけですけれども、駐車場もほとんどない。行っても1台のあけているところが、朝早く行けばあるというぐらいであります。こういう中で特に最近、別府市でよそから別府に、住みやすいから別府に移住したいという移住事業のようなものがありまして、そういう都会の第一線で働いた人が定年退職を迎えたり、それから老後にもというようなことで、かなり都会の方たちが別府へ来ています。そして、その人たちが一番言うことは、別府は、何でこういうところに住みたいと思ったかと聞くと、「本当に自然の景観が大変すばらしい」、それから

「食べ物がおいしい」とか、それから「温泉が豊富で本当に夢のようだ」、それから「病院が多くて安心できる」とか、「リラックスできるまちなので、気楽に生きられる」、そういうようなことがよく言われます。そして、よい点はこれなのですけれども、特に自分が都会を離れてみて一番本当に気がついたというか、文化施設が特に別府市にはなくて、美術館とか博物館それから図書館、こういうことは本当に貧しいというか、これ

を見て何か随分損をしたというようなイメージを持っておられるようです。また、実際にもそういうふうな期待にこたえられない図書館であるというふうに思いますが、ですから、よそから来た方たちが、そういう都会での文化面を享受した人たちは、特に別府にこのことについては大変、「これが別府市の本当に市立の図書館ですか」と言われると、もう恥ずかしくて、私たちは何と言っているのかわからないような状態なのです。

それで、この図書館の格差がだんだん広がっている中に、「日本の図書館一統計と名簿－2002」という図書館協会が出した2003年度の、これも後から市長の方にもお伺いいたしますけれども、これを見たら、もう本当に別府がこういう何というか、一覧表に載ったらもう本当に恥ずかしくて、「わあ」というぐらい本当に、これを見て、何とかしなければいけないというふうに考えるであろうと思います。そういう意味で今までにも、これをどうにかしてほしいということで議員たちがたくさん質問をいたしました。そして、中村市長のときも構想があって、やりたいというような気持ちを持っておられたようでありました。8年間できせませんでしたけれども、それから井上市長のときにも、所信のときには、情報化のネットワークをしてという大変希望のあるような最初に約束をされましたけれども、やっぱり財政の面とかいろんなことでできなかったと思います。それで図書整備・充実をするということで終わったわけでありました。

そして、今度は新市長の浜田市長が誕生いたしました。そのときに私も昨年度、覚えていらっしゃると思いますけれども、この図書館についてを質問いたしました。そして、何とかいろんなことを知恵を集めて考えてほしいという要求をしたと思いますが、そのときに市長が、「文化施設については主要課題として、私も図書館や美術館は公約にもありますし、しっかり建設へ向けて、それがどういうあり方がいいのかということをしっかりこれから考えていきたいと思っております」というふうに答弁をいただきました。

ところが、最近の新聞を見てちょっとびっくりしたのですけれども、市長が、「新築・移転は難しいが、現図書館を生かしながら分館方式で対応したい」という記事を見ました。あれ、これはどういうふうに進んだのか、こういうふうな話になっているのかなということで、ちょっと不思議に思いました。といいますのは、私が質問を昨年度したときに、別府市図書館に関することで要望書がPTA連合会とか社会教育委員ですが、その方たちから資料ですかね、市の図書館に関するアンケートを、7,337人の方を対象にしてアンケート調査をしたことなどを交えて要望をされたと思うのです。図書館の新設とそういう内容を充実してほしいという、この要望を出してそのままに、市長になっているいろいろなことをされているのではないのかという期待もありながら推移をした中で、こういう分館構想がありましたので、ちょっとそこら辺はどういうふうに動きがなったのか教えていただきたいのです。だからこの図書館の新築に向けての動きが実際に、現状で何かあるのか。

それから、今、特に何を重点的に作業を進めているのか、活動しているのかという現状の取り組みですね。

それから3番目に、先ほど言いましたように、市長の分館構想についてを、もう一気に言っていたきたいと思います。

生涯学習課長（二宮 司君） お答えいたします。

市立図書館の新築につきましては、現在、具体的な計画を策定するまでには至っておりませんが、将来的には建設に向けて検討していかなければならない重要な課題だと認識しております。現時点では、図書の電算化を最優先にしなければならないと考え、電算化に向けて全力で取り組んでいるところでございます。今年度は、閲覧に耐えられる本や時代にそぐわない本と、データ化して閲覧に供する本との選別作業とマークの選定作業を行っております。18年度には、図書データの作成及び背ラベル、バーコード等の装備を行います。データ作成は、4月から1月まで約10カ月間を予定しております。この間、約

1カ月間の閉館を挟み、2月、3月でセットアップ及び職員研修を実施し、19年4月稼働開始を予定しております。電算化されれば、図書の検索や貸出しなどを迅速に行うことができるようになり、市民が利用しやすくなるとともに、図書の管理がきちっとできるようになると思います。現在の図書館は、スペースが狭い、あるいは駐車場が少ないなどの問題点があり、議会等においてもたびたび指摘されており、教育委員会としても認識をしているところでございます。

新館建設については、費用、用地の問題などがあり、具体的な検討には至っておりません。

そこで、電算化した後、現在ある公民館などの社会教育施設を利用した分館方式なども視野に入れながら、図書館のあり方について検討していきたいというふうに考えております。

市長（浜田 博君） お答えいたします。

議員さんには、図書館教育に対する熱意、ずっと伝わっております。とりわけ今、現状把握をされた点も、現図書館の駐車場の問題、それから蔵書の数が少ないといった問題、そういった問題もしっかりと受けとめております。

ただ、新築・移転という形になりますと、今、課長の方から答弁いたしましたように大変なお金がかかる。そして、将来的にはやらなくてはいけないという思いは持っておりますが、当面、この図書の充実をどうするのかと知恵を絞った中で、変更したわけではございませんが、まず電算化に向けて、そして2年かかるわけですが、そのことをしっかりやって、どこにある図書も、県立図書館の図書もしっかり見ることができ取り寄せることができるという、まずその電算化に向けてやろうということが最初でございます。

その中で、当面は今の駐車場の問題とか、そういった問題を考えますと、できれば、今、全国的にも分館方式ですとやられているところもありますから、分館をして、歩いていける場所に、駐車場のある場所に、またいろんなところで障害者の皆さんもそこに行ける、バリアフリーが効いた、そういった分館もあっていいのではないかな。そして、分館をして数をふやして近くに行っていただく。そこには電算化した中で、どこからでも図書を取り寄せることができるという部分が充実していけば、当面は図書の充実ができるのではないかなという知恵の中でそういう方策をし、今、分散化に向けての具体的な作業に入っているという状況でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

17番（高橋美智子君） この別府市で今の図書館、私も余りどっかかという期待をしてなかったのですね。というのは、今までいろいろないいいことはいっぱい言いましたけれども、本当にする気があるのかと聞きたいような図書館運営でした、はっきり言いました。そして、久しぶりに行って実は本当に驚いたのですね。最近、図書館が変わったというふうに聞いたので、どういうふうに変ったのかと思ってまず行ったら、もう対応が全然違っていったということです。それから、いろんなことに、どういうふうに変ったかという、そこをよく利用する方に聞きましたら、「大変情報なんかのこともきちんと伝えて、今までのようがない、いろいろな専門的な知識を持っておられる方がここに来たのではないのでしょうか」というようなお話をしていました。本当にそういう意味で……。ただ残念なことは、これはどこの市立の図書館でももうほとんどないと思うのですが、まだ手動でしているのですね。そして検索は一つずつカードをめくっているという、そういうようなことはもうないわけですね。それで、「電算化を早くしたらどうですか」ということを随分前から私は言ってきたのですが、取り組みが遅いというか、それが今までなかったということは本当に許されないなという気分がするのです、私は。

それで、16年度から始まって、本当に今は一生懸命やっていますね、びっくりしましたね。そして、選書作業を、あの中で選書して古い本をどんどん分けて、そして選定をし



て電算化の登録をして入れているというか、そういうことを、作業を今、本気にやっていると、そして、これは何年かかるのだろうかと思ったら、今言ったように来年度までかかるということで、蔵書目標も少し新刊書もいろんなことで入れてもらえているという希望を持ちながらやっている姿を見て、私はむしろ感動したのです。今まで図書館のことをいろいろ言いながら、できない中でできることがあったのにしなかった。そして、しかも今はそれを一生懸命やっているという姿を見て、私はある程度希望が持てました。

そして、ちょっといろいろな話を館長さんとさせていただいたのですが、毎月ですが、「新着図書」とかこういう図書館だよりなんかもきちんとして、すばらしい取り組みをしているので、ああ、これは専門的な人もまたもちろん入ったわけですが、内容が整った意味もあるのだと思います。一回皆さんも、以前の図書館と比べてみたら中身がわかると思いますけれども、本当に生き生きとみんなが一生懸命やろうという雰囲気、こういうような人たちがいて、そして市民も75%の人は図書館に行っていないのですよね、アンケートを見ても。別府市立の図書館を4分の3の人が使用していないというのは本当におかしな話ですが、こういうような中にあることを考えると、やはりもしお金がなくて新しい図書館ができないならば、ほかのことに知恵を絞っているいろいろなといけないのではないかと思うのです。それは、市長がその思いだけをそんなことを言っても、実際にきちんとした行政主導でちゃんとやらないといけないと思うのです。

それで、できたら、図書館協議会というのがあるのですかね、これをきちんとして機能させて、市長の思いや、それから市民のいろいろな思いを、このアンケートなんかの要望で出されたことなどをされたらどうかと思うのです。それで、その要望書を出したときに、渡部幹雄さんという方で緒方出身の人ですが、この人が本当にいろんな図書館を手がけてすばらしい実績を残していますので、この人たちも現在いろんなことで図書館のお手伝いをしたり、それから大分県の図書館も、本当にこれはすばらしいのですよね。大分県のインターネットなんかは、九州で予算も一番多いのですよ。福岡より1,000万円ぐらい多いのですよ。それで、大分はそういう図書館が行き渡らない市町村のためにもネットをして頑張ろうという姿勢で本当に基本的にやっているわけですから、その機能を受ける別府市の方がネットができないというか、そういう電算化もまだできてないということで、今、急いでやっているわけですね。そういうことを内部の整備をちゃんとして、そしてこれが今あるところが足りなければ、今言った分館方式になるが、あと実際にスタートしたときに内容のものがきちんとして充実してできるような方式を今、作業をすべきであろうとは思っていますけれども、この図書館協議会についてはどういうふうにご検討されるのか。それから、今あるのかどうかお尋ねします。

生涯学習課長（二宮 司君） お答えいたします。

図書選定委員というような委員の会がございまして、よい図書を選別している状況でございます。図書の運営委員会があるかどうか、ちょっと。調べて御報告いたしたいと思っております。

17番（高橋美智子君） 選定委員とは違うのですよね。これは今からの、将来に向けての図書館をどういうふうにするかという、図書館協議会というのを……、たぶんないと思うのです、別府市は。と思いますけれども。それで、これをやっぱり今言ったように市長の考えやいろんなことを、せつかく今から図書館構想が何かあるならば、やっぱりこれを真剣にどうしたらいいかという取り組みをする必要があるのではないかと私は思うのです。

それと分館式の話がありましたけれども、これは本当に今は何か大きなエリアのコミュニティの単位よりも、小さいいわば図書館、エリアといいますか、そういう小規模自治体なんかの図書館の方が利用率が高いという結果が出ています。そういうことから、い

ろいろなことを研究する必要があるのではないかと思うのですが、これについて市長のお考えと伺いますか、担当課でもいいのですけれども、将来的な方向というのがあれば教えてください。

生涯学習課長（二宮 司君） お答えいたします。

将来構想についての、検討委員会的なことについてでございます。具体的な検討を行う時期に来れば、当然設置することになると思いますけれども、現在は前提となる電算化を最優先に取り組んでいるところでございます。

市長（浜田 博君） お答えいたします。

先ほども御答弁をさせていただきましたが、まず電算化を最優先すること、そして全県下いろんなところとネットワークをきっちりと深めること、このことが一番大きい課題だろうというふうに思っています。

改めて新築・移転の問題については、そういう時期が来ればそういう建設検討委員会等は当然立ち上げると思いますが、現段階ではまず電算化をし、そして今、分散化を具体的に土地探しを含めて検討をしています。これはもうしていますが、できるだけ私は地域に分散をすることによる分館方式、歩いていける場所に図書館があるということは非常に利用率が上がるのではないかとこのように踏まえてもおります。さらに、学校にも図書室があります。この地域、学校は校区に一つあるわけですから、そのことをしっかりと学校の図書室をどういった形で地域に開放できるのか、このこともあわせて検討させていただいています。支所の問題等々も含めて図書館教育の充実については前向きに検討させていただいておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

17番（高橋美智子君） 時期が来ればということですが、その時期は、またわからないと思うのですね。またずっと、市長が次の時期に当選できればそれは期待できると思うのですけれども、わからないです、こういうことははっきり言って。それで、私は……（発言する者あり）いや、失礼しました。それは大変失礼な言い方だったかもしれません。いや、今までも市長は、「次にしたい、したい」と言いながら、いろいろできなかった人が多かったからですね。（笑声）それで申し上げました。

それで、私はこういう気持ちで本当言ったら、やっぱり専門の人をきちんと入れて協議会を立ち上げて、図書館をどうするかということの本気で話をしなければいけないと思えますね。こんなことを言っても、私は信じられないのです。それで、幾ら市長がいろんなことを、博識の方かもわからないけれども、やはり専門家と、それからこの図書館を利用している人たち、そういう人たちを入れながら、本当にこの将来の構想をするような協議会を立ち上げていただきたい。それについてはどうなのですか。

市長（浜田 博君） 図書館教育、図書室の充実というのは、確かに私は選挙公約で上げています。選挙公約は、任期4年間の中に何とか果たしたいという思いでございますので、将来という次の人のための公約ではありませんので、この任期中に私は充実したい。だから任期中に新築・移転が難しい、財政上も含めて。そういう状況の中で今、分館方式を模索し、電算化に立ち上がったわけでございますので、そのことも充実の一つだ、大きな課題だというふうに御理解をまずいただきたい。

それから、図書館の建設の新築・移転のときに立ち上げるということは当然だと思いますが、今御指摘をいただいた図書館をどういう形で運営していくのか、市民に提供していくのか、このことはやっぱり専門家に相談すべきだという御指摘でございますので、そういった問題、図書館をこれからどういった形で市政運営の中に充実させていくか、このことがいいかどうかを含めて検討させていただきたいと思っております。

17番（高橋美智子君） だから、そういう気持ちは、市長の気持ちは十分わかるのです。ですから、協議会を、きちんとした協議会をおつくりになったらどうですかというこ

となのですが、それについてはどうなのですか。

市長（浜田 博君） お答えいたします。

そういうことですから、今つくるべきかどうかも含めて再度教育委員会と検討させていただきたい、協議をさせていただきたいということでございます。

17番（高橋美智子君） 私は、市長は今言ったように、だれかも言っていましたけれども、お金がかかることではないのだから、そういうことはできるのではないかと。できることはやるのが本当だと思います。ですから、やっていただきたい、そういう要望をしておきます。

それで、先ほど市長が言ったように、学校図書館にもということで、学校図書館についてちょっとお聞きをいたします。

別府市の小・中学校の図書館の蔵書の実態、購入実態、これを簡単に説明していただきたい。まず、説明していただきたいと思います。

教育委員会次長（中野義幸君） お答えいたします。

小・中学校の蔵書でございますが、平成16年3月末日、すべての小学校の蔵書の総数につきましては、12万2,591冊であります。1校当たりの蔵書数につきましては7,661冊となっております。また、中学校の蔵書数につきましては、8校で8万2,048冊ということであり、1校当たりの蔵書数は1万256冊となっております。

17番（高橋美智子君） 少しずついろんなことも、数もふやし、それから予算もアップしているようですけれども、これ、大分県下ではどれぐらいの位置を占めていると思いますか。

教育委員会次長（中野義幸君） 大変申しわけありません。県下13市の状況につきましては、把握いたしておりません。

17番（高橋美智子君） これ大分県下では、たぶん市では下から3番目だと思います。それで、大分県下では、学校、いろいろ調べてみましたら、市町村で一番最低のところは、子どもたちの1人当たりの図書のお金が599円から4,482円の、これだけの差があるのです、学校によって。それで、599円というのは挾間町ですけれども、4,482円は大分市かと思ったら、そうではなくて、庄内町がそういう状態です。別府市は1,224円。大体1,700円が平均だそうです。それで、これを見てもわかるように、別府市は上げているのだけれども、だんだんと少しずつですが上げているけれども、まだ大変低いという状態です。読解力は、力がないとかいろいろ言いますけれども、さっきの市の図書館にしてもしかりです。そして、学校の図書館でもこういうように中身が本当に読むような環境に子どもたちがあるのかとかいろいろなことがありますけれども、別府市の読書指導はどのような取り組みをされているのか。それで、また1年間にどれぐらいの本を読んでいるのか、そこをお聞かせください。

学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

小学校におきましては、国語科の内容の一つに、いろんな読み物に興味を持ち、読書に親しむというねらいがありますので、それに沿って指導しておりますし、他教科の調べ学習のために図書館を利用しております。その場で読書指導をしております。また、小・中学校ともに読書活動の充実を図るために、全校一斉の読書活動の時間を設定している学校がふえております。現在、小学校では16校中13校、中学校では8校中3校が全校一斉の読書活動を行い、他の学校は学年別や学級での朝読書を実施しております。回数的には、全校一斉の読書活動を毎日行っている小学校は5校、中学校では2校、週に三、四回行っている小学校は4校、中学校は1校、週に一、二回行っている小学校が3校、月に数回程度行っている小学校が1校ございます。また、保護者や地域の方がボランティアとして読み聞かせ等の活動に参加していただいている学校も10校ほどあります。各学校では、教

室や教室以外の場所にも読書コーナーを設置して、常時読書に親しむ環境づくりに努めております。

1年間に何冊読んでいるかという御質問ですが、ことしの4月に小学校5年生と中学校2年生全員を対象にどれくらい本を読んでいるかという調査をいたしました。それによりますと、月平均にしますと、小学校5年生で6冊、中学校2年生で2.8冊という結果が出ております。

17番（高橋美智子君） 「子どもの読書活動推進法」というのができまして、何かいろんなことが確かにいろんな、本についてとかいろいろ子どもたちの教育を心配するとか、そういうことで力を尽くしていることがいろんな形で出ているのではないかと思います。今、別府市はやっぱり少ないなというふうに思いますけれども、最近の情報を聞きましたら、保護者の方たちが学校に入ってボランティアとか、本当に大変ありがたいなと思うのだけれども、小学校全校で読み聞かせとか、それから絵本の会なんかのパネルシアターとか紙芝居とか、そういうこともされているんですね。子どもたちに読み聞かせをしながら、また読み書かせとか、その活動も定着をさせていきたいというふうに考えておられる方の活動も聞きまして、こんなことを大人が……、いろいろ批判することは簡単にできるのですけれども、これが私たちの社会の役目かなというふうに、大人が子どもたちに何を残してやれるかという、そういうことを如実に示してくださっているいい例だなというふうに思っています。

やっぱり子どもたちは、大人のそういうような愛情を受けながらいろんなことが育っていくわけですから、大人の知恵と愛情をどのように教育として子どもたちに与えるかという、そういうようなことで、この読み聞かせの中で私は感動して、私も詩を、「こどもたち」という詩を通して、なるほどこういうことを教育で考えたら、本当に私たち大人が子どもに対していい接し方ができるのではないかなという詩を御紹介したいと思うのですが、これはアメリカのドロシー・ロー・ノルトという人の「子ども」という詩ですが、ちょっと聞いてください。

「批判ばかりされた子どもは、非難することをおぼえる。殴られて大きくなった子どもは、力に頼ることをおぼえる。笑いものにされた子どもは、ものを言わずにいることをおぼえる。皮肉にさらされた子どもは、鈍い良心のもちぬしとなる。しかし、激励を受けた子どもは、自信をおぼえる。寛容にであった子どもは、忍耐をおぼえる。賞賛を受けた子どもは、評価することをおぼえる。フェアプレーを経験した子どもは、公正をおぼえる。友情を知る子どもは、親切をおぼえる。安心を経験した子どもは、信頼をおぼえる。可愛がられ抱きしめられた子どもは、世界中の愛情を感じ取ることをおぼえる」ということを、これはスウェーデンの中学校の教科書の中にも載っているんですが、皇太子様が愛子様を持って、この詩の紹介もされているのですけれども、私は、こういうようなことを大人がやはり子どもたちに、どうしたらそういうことが養われるかという、そういう努力をすべきことではないかというふうに思っています。

それで、この図書館の教育のことについては、先ほど市の図書館のことを言いましたけれども、学校図書は、これは133年前、1872年に学制発布で学校制度が義務教育とか高校が敷かれて、この初代の学校制度ができたときに全国津々浦々に学校と同時に図書館も法的に設置されていたので、いわば今は郵便のことがちょっと心配ですが、郵便や電信電話、それから水道、ガス、電気の整備、こういうような普及が地域間格差がない、ほとんど大差がなくなった中での教育と一緒にあわせてやったという、そういう教育環境を一律に均質化されたわけですね。ですから、これからちょっと私は小泉さんに不安を持っておりますけれども、この教育がどういう形でされていくのかということ、教育は市町村、自治体によって格差が出るのではないかという懸念も持っております。こういうよ

うな、逆に言えば自治体がある程度何を一番基準にしながら財政を組むかというか、一番大事にしていくかという中で、私は、133年もたって、今、教育が少し変わろうとしているときに、100年後を見据えた別府の教育をやはり考えて、どういう人を育てていくのかという、そういう人育ちをやっぱり別府市は力を注いでいただきたいという思いであります。

そして、学校図書館教育の一番の欠点は、これは本当に法律をつくったときにずっと私たちも言い続けてきたことなのですが、学校図書館法というのがあって、これは6条まであって、附則がついているわけです。この5条の中に、「学校には、学校図書館の専門的職務をつかさどる司書教諭を置かなければならない」、そういうふうなことを書いてあるわけです。そして、最後の附則に何を書いているかということ、きのうの指定管理者制度ではないですけれども、そうしなければならぬということを書いておりながら、附則には、「学校には、平成15年3月31日までの間、政令で定める規模以下の学校にあっては、当分の間、これは第5条第1項の規定にかかわらず司書教諭を置かないことができる」と書いてあるわけです。置かなくてもいいですよ。一方では「置きなさい」と書いているのに、附則では「置かなくてもよろしい」という矛盾したことを書いている法律が大変な年数、一度もこれが改正されることなく続いてきたから、結局は市が置かないでいいと判断すれば置かないわけですね。それで、お金のいる自治体はそういう司書を置いて、だんだんと学校の子どもたちの図書教育に力をつけている。そういう中で、私はこんな教育の考え方が許されるのかなと本当に腹立たしく思っているのですけれども、本当に子どもたちが平等にどこでもやはり同じような環境の中で教育を受けられるという、そういう法のもの一番平等がされてないというふうに感じてなりません。

それで、別府市も司書教諭と申しますか、専任の司書教諭について、今度新しく教育長になりました郷司先生に、この学校図書館と申しますか、子どもたちの教育も含めながら、司書について先生のお考えをちょっと聞きたいと思っております。教育長に答弁をいただきたいと思っております。

教育長（郷司義明君） お答えいたします。

高橋議員の学校図書などを含めて、図書館に対する思いが大変よく伝わってまいりました。

議員御指摘の件でございますが、まず私は、学校図書館というのは、子どもたちがやはり楽しんで読書ができる、いわゆる心のオアシス的なセンターであろうな、もう一つは、子どもたちが学んで情報を処理したり、それから自分で使えるものをどのように自分たちで考えていったらいいかという、まさに情報処理センター的な役目もあるのではないだろうかというふうにとらえております。議員の御指摘にありましたように、「学校には、当分の間、司書教諭を置かないことができる」という、この「当分の間」というのが大変長い間続きまして、これは平成15年度だったと思うのですけれども、ありまして、12学級以上の学校に司書教諭を置くというふうになりまして、現在、別府市の小・中学校にも、12学級以上の学校には司書教諭を配置して子どもたち、児童・生徒の読書指導に当たっているところでございます。

なお、議員御指摘の専門の司書ということにつきましてですが、大変財政の厳しい状況ではございますが、この必要性というものは強く感じております。というのは、やはり学校に――先ほど申しましたように――そういった専門の方がいることによって、子どもたちのいわゆる読書量が増したり、子どもたちがより本に親しんでいくということについて大変有効であろうというふうにとらえております。ただ、そういう市の情勢の中で、学校に1人の司書を置くということは非常に不可能であろうな。では、どういった方法でどのようなことが、より子どもたちにとって望ましいのかということとは十分検討していきたい

というふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

17番(高橋美智子君) ありがとうございます。専任司書ではなくても、そういった充て職、「充て」という言い方は悪いですが、教諭の司書になりますか、そのことについても資格を大分持っている人もおりますし、ただ、私も学校の教員をしたときに一番なりたくなかったのは図書係でした。公文書の中に、図書の係になると、自分の担任を持っていて、お昼も図書室に行かずして、弁当を食べる間もないというか、子どもと遊ぶ間もない、そして学級の指導がなかなかできない。そういう中で時間いっぱいのことをしていると、本当に何も手がかたずということで、この図書だけは受けたくないという気持ちがありました。それで、本来の業務の専任の司書が少なくてもどこかにあれば、それがローテーションを組んでといたしますが、次々にほかの学校の指導もしていただける。そうすると、また専門的な形で皆、いろんな方が育っていくのではないかとこのように思いますので、そういうことをぜひ取り入れてしていただきたいということを要望して、次の問題にまいります。

次は、駅のサービスのことでございます。

春に別府駅が改築しまして、大変美しくなりました。そして、「B-Passag e」なんかいうように、若い人がたくさん行ってしまして、何かにぎわっていて、大変うれしくなります。ただ、この中でも5月のときから、委員会のときも問題が出たと思うのですけれども、トイレが不便というか数が少ないということで、あれがだれが設計して、どういう感じであんなことをしたのかなと不思議に思うぐらい、人数の、駅を使う人たちとトイレの数ぐらいは考えてしかるべきではないかと私は思いますけれども、女性のトイレに行ってみますと、三つしかないのですよね、3部屋ですね。お母さんと赤ちゃんのおむつをかえたりするところが一つ、だから、二つが実質的な部屋ですね。そして、その横を見たら鏡を張ってしまして、大きく全身が見える鏡が五つぐらいかな、六つぐらいあるのかな、何か全身見える鏡で、そこは化粧室になるのかわかりませんが、半分はそれに使っているのです。何でこんなものが要るのかなと思いますけれども、それはどなたかの好みでつくったのかもしれないので言えませんが、それにしても、これ、従業員は100人以上いると思いますし、そして駅の利用者を考えたら、こういう数で足りるはずがないと思うのです。それでも、しかし、それをつくっているのです。そして、みんな困っている、困っていると言って、改札口の上におトイレ、改札口の、本当は切符を持たないと行けないのですけれども、今は切符を持たなくても、もうとにかく「トイレ」と言えば、すっと上げてくれるという状態が上がっていますけれども、あそこに改札口がありますが、「そこでお使いください」とか言っていますけれども、何かこんなことを言うのが恥ずかしいような感じがします。こういう不便さを感じておりながら、何か改善がされるのかなと思っているけれども、いつまで待っても改善がされるようにないので、駅に行ってみましたが、一つも変わってありませんでした。そして、団体の方たちの中に、やっぱりおトイレを待っていて、どこかほかにないのかなとかいって、本当にこんな急なことをなぜ処理をしないのかなというふうに思いました質問をしたわけですが、実際にこれについてはどういうふうに市が考えておられるのか、御答弁ください。

観光まちづくり室長(中尾 薫君) お答えいたします。

駅のトイレでございまして、改装できれいになったわけでございますが、トイレ自体は数が少なく、表示等もちょっと不十分であるという声は聞いております。そこら辺につきましてはJR側にも申し入れて、改善方をいろいろな形でできないかというふうに申し込んでいるわけでございます。その中で、先ほど議員の御指摘もありました改札口の中のトイレも開放というふうになっているわけでございますが、依然、基本的な問題というのが残っておりますので、引き続きJRや関係部署、市の関係部署とも改善に向けて協議を

行っていきたいというふうに思っています。

観光経済部長（山川浩平君） お答えをさせていただきたいと思えます。

ちょっと補足的になりますけれども、このトイレの問題を含めまして、役所の中では、駅前広場の整備については総合窓口がございますけれども、私の方から可能な限りお答えをさせていただきたいと思えます。

このトイレの整備につきましては、本来、市がすべきかJRがやるべきか、この辺について利用者の状況等を調査、JRがやっていただくということを開き及んでおりますので、その結果を踏まえまして、これまた研究をさせていただきたいと思えます。

ただ、JRの所有物件について、これを市が整備を行うということになりますと、東別府駅の例がございますけれども、やはり国の中でのこれは審議が必要になってきますので、そうなりますと、かなりの時間を要するということがございますので、当面は、今、課長から御答弁をさせていただきましたように、改札口の中それからヤマダ電機の中、これをJRさん側で利用させていただくということをお願いをいたしておりますので、その案内板をどう整備するかということも視野に含めながら、今後協議していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

17番（高橋美智子君） これ、「研究する」と言ったけれども、もう春からわかっていたのだから、はっきり言って研究すればよかったと思うのですよ。これ、JRの持ち物ですよ、確かに。でも、一般の人からすれば、当然別府駅には公衆的なやっぱり意味のトイレがあると思っているわけですよ。だから、駅を利用する人しかトイレができないというのではないと思うのです。そういう意味での別府市の責任は、私はあると思うのです。それで、確かに国の文書が来ているのを見ました。その国の文書は、結局、本来JRが整備すべき部分を市が実施することが問題というか、JRのものだから市がこういうことをするのは問題だというふうな国の考えですよ。だけれども、これでそのとおりだというふうに私は思わないのです。JRは駅舎の中に、構内の中にあるのはする、だけれども、それが足りなかったら市が考えてほしいと、たぶんJRは考えていると思えます。それで、そういう投げかけがあるのかどうかわかりませんが、だから、その構内の中では本部ではもうつくりません。私が駅長さんに行って聞いたら、本部では構内につくりません、だから、あとのところで大衆トイレというようなものを市がつくってほしいな、そして、今度来年春に西駅改札口……、西駅の方ですか、そこに広場の整備をするので、そのときに考えてほしい、そういうようなことをおっしゃっていました。

それで、ただ別府市が何もかもそのとおりにJRのところまで加勢することはないではないかと言われそうですけれども、せっかくモニュメントなんかで広場をきれいにして、本当に実際にしてほしいことを市民はしてほしいと思うのです。ですから、それはやはり別府市としてどういうことをしなければいけないのかという整理をされて私は協議に臨んでいただきたいなということをお伝えしたいと思えます。

それで、現実にも今でもすれば簡単にできることがあると思うのですよ。というのは、西側のダイエー入り口のトイレがありますよね、西側。裏の方の、裏口から入ってダイエーに入るところにかなり広いトイレがありますよ。だから、そのところの案内板をちゃんとされたらいいと思うのです。随分あれで解決すると思うのです。だから、ステーションセンターとかに話をして、これを表示とか看板をすれば、看板設置は市はできるわけですから、このことをやはりできることをまず先にやっていただきたい。それと、さっき、何かヤマダ電機ともそういうお話をされているようですから、そういうような表示を早くやっていただきたいというふうに要望しておきます。

観光まちづくり室長（中尾 薫君） お答えいたします。

別府駅の周辺というのですか、別府駅には先ほども言いましたように、駅の改札口に男

女合わせて10、「B-Passage」内に10、駅構内のダイエー付近に10、それから先ほど指摘がありました、ダイエー駐車場に1があります。それで、表示等ですぐできるようなことについては早急にやったらどうかという御意見でございますし、そのとおりだと思いますので、早速そこら辺に向けて協議をしていきたいというふうに考えております。

17番（高橋美智子君） 今度、クリスマスのこともありますよね、HANABIファンタジー。何か時間も下げるのではないですか、汽車を。そうすると、絶対にあそこが問題になると思いますしね。だから、早くそういう対応をやっぱりある程度しないといけないのではないかと思います。

それと、時間の問題も、あそこは入れないですよ、朝は。10時過ぎないと構内はあけませんから、10時過ぎないとトイレにも行かれないという現実があります。だから、利用者の意見を聞いたのかなと、こんなのを見ても本当に考えた人がどういうふうな考えをしておるのかというのは、私もわからなくなるのですけれども、本当にそういう利用者の声をしっかり聞いて、つくるときにはちゃんとやっていただきたいというふうに思っています。

時間がありませんので、次にまいります。少子・高齢化のサービスについてですが、ちょっと大ざっぱに言いまして、特に少子化というのはまた別の機会に話をしますけれども、高齢化で、今、子どもたちがだんだん減少している中に高齢化はだんだん進んでいるわけですね。事業負担も大変ふえている。これは決算のときもいろいろ問題が出ています。そして、今年度の平成16年度の決算時にも私は申し上げたのですけれども、高齢者福祉予算だけが一方的に右上がりで推移して赤字になっていますよね。そういうことの中で、一番税収が伸びない中に何をするかといたら、やはり切れるものを廃止していくとか、そういうことを考えなければ進まないと思うのです。

それで、特に高齢者の福祉の中の年度単費事業ですね。この見直しがやっぱり私は十分議論をして変わっていかねばいけないと思いながら見ているのですけれども、全然変わってないのですよね。変わらないし、今までも、質問をしてもその答えが何かはっきりわからない状態の中で推移をしています。私も具体的に言いますけれども、単費事業の中の敬老祝金支給に要する経費1億1,865万円のこの経費が本当に必要なのかということは何回も申し上げました。そして、たしか黒木議員もそういうお話をされていました。

それで、ほかの方たちも、たぶんこういふふうな1億何ぼも赤字を出していながらこういふことを、ばらまきのような敬老祝金をする必要のあるのかということ考えたときに、単費の事業が老人福祉電話貸与、これは290万円ですね、それから敬老行事に要する経費が2,569万円、それからさっき言った敬老祝金が1億1,800万円ぐらい、それから生きがい活動支援通所に要する経費、これが623万円、これが100万円以上の単費だけの事業ですけれども、これを私は本当に具体的に担当課が見直しの課題に乗せているのかということ、ずっとこの議会があるたびにいつも責めているわけです。そうすると、詰め寄った結果、「いや、ちゃんとしていますよ。この文書を上げています」と言うのですけれども、本当に上げているのですか。

高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

単費事業、特に敬老祝金につきましては、第2次別府市行財政推進計画に関する改革項目ということで、私ども高齢者福祉課としては、敬老祝金の見直しについては検討したいというふうに、案として私の方は提出しております。案というか、そういう形の事業の見直しを図っていきたいというふうに提出しております。

17番（高橋美智子君） よくわからなかったのですけれども、見直しをするというのが、それともしない、カットして次のことを考えるというような、そういう案なのですか。



(発言する者あり)

何か言いにくそうなので……。それで、実際にこれ、上げてないのかなと思って、私は、「上の担当部とかそういうので上げているのですか」と言ったら、「いや、しっかりと上がってはいない」というふうに聞きました。そしてまた、「上げてないと言うではないか」と言いました。そうしたら、担当課は困って、「いやいや、こういうふうにしております」と言って、もう窮鼠の策だと思うのです。私が怖かったのかもしれませんが、出して見せていただいたのに、ちゃんと書いていました。そして、それで担当、その上の部署に、それがちゃんとついた判も見ましたし、文書も見ました。「それをそうしたら印刷してください」と私は言いました。そうしたら、「これは渡すことができません」と上から指示があったみたいですが、それはどういう理由なのでしょう。

高齢者福祉課長(安部和男君) お答えいたします。

敬老祝金の見直しの検討という形でございますが、老人福祉計画の見直しにおいて敬老祝金制度のあり方について十分論議をしなければならない。その中で、適切な福祉政策の提供に取り組む必要があるという形で提出いたしております。それをどういうふうに行うか、どういうふうな事業でいつ、どういうふうな形になるか。今のところ十分課内で、部内で論議を重ねているところでございます。

17番(高橋美智子君) 上の方たちは、どうなのですか。教えてください。

福祉保健部長(岡部光瑞君) お答えいたします。

今、議員さんが言われました敬老祝金制度でございますが、これは昭和37年4月1日から始まっております。現在の状況ですと、年間に……(「時間がないから、ちょっと…」と呼ぶ者あり)はい。400万円から500万円ずつふえておるのが現状でございます。今後といいますか、現在でございますが……(「そんなことは聞いていません。上の、見せないということに対して……」と呼ぶ者あり)いや、見てない。私は見ております。そして、ちゃんと……(発言する者あり)行政会議にも出してあります。

17番(高橋美智子君) 質問がちょっとかみ合わなかったのです。ちゃんと上は出していると言えはいいのですよ。だけれども、上の方で見せたら、「それは出してない」と言うから見せてもらったら、ちゃんと書いているということなのです。それで、私は、「それを印刷して欲しい」と言ったら、「それはだめです」と言われたわけですよ。だから、はっきり言いますよ、隠しているわけですよ。隠して、はっきり言って担当課に責任を負わせているわけですよ。だから、そういうことはやめてほしいということを私は言いたいわけです。ですから、責任ある部署がちゃんと、きちんと私にも説明しないとイケないと思います、「こういうことで、こうなっております」とね。そして、担当課は担当課で、こういうことを努力していますので、できないけれども、こういうことという説明責任を、私は議員にちゃんと果たすべきだと思います。今のような隠すようなやり方は、ぜひやめてください。もう信頼関係を失います、はっきり言って。私はもうちょっと、きのうあたりから信頼関係をなくしつつありますので、(笑声)言っておきます。

31番(村田政弘君) 予定が若干狂いましたが、議長にお願いして、質問の順序を変えさせていただきたいと思います。第1番に、最後の日田のサテライト問題についてを最初に取り上げたいと思いますので、関係者はよろしくお願いいたします。

我々はよくわかりませんが、新聞報道によりますと、今月の2日に溝江建設が別府市を相手取って7億円の損害賠償請求裁判を起こしたと報道されております。新聞を見ますと、当局は、まだ訴状を見てないのでコメントできないというようなことですが、現時点で訴状が手に入ったのかどうか、お答えください。

助役(大塚利男君) お答えいたします。

訴状は、まだ届いておりません。

31番(村田政弘君) 訴状は、まだ手に入っていない。しからば、訴状が手に入った場合、コピーか、あるいは要点の抜粋を議員各位に配付できるのか、そんなことはできないのか、お答えください。

総務課参事(工藤将之君) お答えいたします。

現時点で、まだ裁判所から訴状は送達されていませんけれども、訴状を、要約であれ現物のコピーであれ、するかどうかというのは、訴状が送達された後、訴訟代理人となる弁護士等とも協議して検討してまいりたいと考えております。

31番(村田政弘君) なかなか裁判の前であるし、何せ急なことで、当局もかなり慌てふためいておるのではなからうかと思うのですが、そこで、言いつ放しになるかもしれませんけれども、私の考え方だけ、当面述べさせていただきます。

私は、浜田市政が15年4月に誕生してわずか半年、11月10日に急遽断念、サテライト出店断念と。実は驚きました。よくぞ決断したな。しかし、当を得ていたのか拙速だったのか、その辺は後になってみないとわかりませんが、とにかく驚いた。議会が予算を否決した、あるいは日田の猛反発を鎮静化させる、これに対しての断念ということになると思うのですけれども、いろいろとるべき方策があったのではなからうかなという気も若干いたしますし、ただ恐れるのは、井上前市長と溝江建設とが、かなりじっこの間柄にあったやに見えるのですが、自分の個人住宅で交渉する等々の問題を含めて、市当局あるいは議員各位が知らないような状態がありはしないかなという危惧を持っておるわけです。私は、当時――断念当時――言っているか悪いかわかりませんが、溝江が大物であるならば余り不当なことは言わないのではなからうかなという感じを持っておったのです。ところが、最近、新聞報道等々によると、助役発言として出ておるが、溝江の方に裁判を、むしろこちらからお願いしたような感じの報道がされておる。若干意外に感じるのですけれども、新聞報道ですけれども、全くうそではないのではなからうかなと思うのです。

裁判前ですから、いろいろ答弁したくないという御意思のようでありますけれども、そこら辺の関係をまず答弁いただける範囲で答弁してください。

助役(大塚利男君) 言葉にはちょっと難しい点がございしますが、そのようなことは言っておりませんが、訴訟が提訴されましたので、御指摘のような問題も含め訴訟手続きの中で別府市の考え方を必要に応じて適宜主張・立証していきたいと考えておりますので、この場の答弁については差し控えさせていただきますと存じます。

31番(村田政弘君) 担当課にお尋ねしたいのだが、競輪関係を中心として競馬、船券等々ありますが、これに類似したような懸案が日本のどこかであったかどうか。恐らく余りないと思うのですけれども、あったかどうかをお答えいただきたい。

さらに、久留米の競輪が沖縄にサテライト出店問題があったやに聞くのだが、この問題がその後どうなっているのか、参考までにお聞かせいただきたい。

競輪事業課長(大田英晶君) お答えいたします。

議員御指摘のように、久留米競輪場の沖縄でのサテライト問題が、まだそういう問題を抱えておると思います。その後の経過につきましては、私どもはまだ承知しておりません。(「全国的には」と呼ぶ者あり)

大変申しわけありません。設置に至っては、そのようなことは聞いておりません。

31番(村田政弘君) これから裁判に入るわけですが、いろいろよそのことも研究して万漏のないような対応をしていただきたいのですが、今のところ研究不足の感じがします。

そこで、私は、新聞紙上で言われておった億単位の請求というのをちらちら何回か見ましたが、7億というのが真実であるならば、大変な、膨大な金額だな、どうしてそんな金

額になるのかな、いろいろ思案しておるけれども、今のところ資料がないといえればそれまでですが、裁判ともなれば当然弁護士をつけることになる。向こうはすでに提訴した関係上、十分な態勢で立派な弁護士を、恐らく1人でなくて複数の弁護士を擁しているのではないかなと想像するのです。

そこで、少なくともこういう膨大な請求をされた事件ですから、負けるような裁判はしてほしくない。いわゆる議会も市民も納得できるような結論が出ることを期待したいわけですから、当然しかるべき優秀な弁護団を編成していただきたい、このように要望するわけですが、そこら辺の覚悟についても御答弁いただけませんか。どうですか。

(「あなたたちの判断ミスなら、あなたたちが弁護士料を払いなさい。完全な判断ミスではないか。市民に転嫁するな」と呼ぶ者あり)

助役(大塚利男君) お答えいたします。

訴状がまだ送達されていないので、具体的な内容についてはコメントを差し控えさせていただきますが、裁判の中で別府市の考え方、また訴訟手続きの中で主張・立証してまいりたいと考えておりますので、また訴状を見た上で内部で協議し、弁護士の方とも十分協議をした上で対応してまいりたい、そのように考えております。

31番(村田政弘君) 「裁判前だから、裁判前だから」と、よくわかります。わかりますけれども、今言ったように市議会、市民が納得するような決着を見るように最大の努力をしていただくのが当然ですから、その少なくとも裁判に対する対応・態度、御無理ごもつともですから、向こうさんの言うとおりにしますというようなへっぴり腰で対応するのか、堂々と胸を張って納得する裁判までいく覚悟は当然あると思うけれども、その辺の対応すら答弁できませんか。

助役(大塚利男君) 先ほどもお答えさせていただきましたが、別府市の考え方につきましては、訴訟手続きの中で主張・立証をしっかりしてまいりたい、そのように考えております。

議長(永井 正君) 休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

副議長(堀本博行君) 再開いたします。

31番(村田政弘君) 日田のサテライトの問題についてももう少しお尋ねしたいのですが、訴状はまだ届いていないということですが、通例はどの程度で訴状が手元に来るのか、おわかりでしたら御答弁をいただきたい。

それからもう一つは、自治体が契約する場合は、ほとんど市議会の同意を得てということがくつつくののですが、今回はその対象になるのかならないのか。また、そういう話が仮定の中で出たのか出ないのか、その辺わかれば御答弁をいただきたい。

総務課参事(工藤将之君) お答えいたします。

訴状は裁判所を通じて送達されまして、答弁書の提出期限とか第1回口頭弁論の期日等が指定されてきますので、かなり時間を要して、一概に何週間とか何日とか言えないのですけれども、そういう答弁書提出期限とか第1回口頭弁論の期日が指定された上で、裁判所を通じて来ますので、ある程度の時間が要するというふうに見ています。(「契約条件」と呼ぶ者あり)

助役(大塚利男君) 今回の裁判が、議会の議決事項になるのか、契約がどういうふうになるのかということだと思いますが、通常、裁判の判決が出れば議会の議決は不要となっております。

31番(村田政弘君) 私の質問は違うのです。日田のサテライトを執行部が出すという計画を立てたけれども、予算がつぶされて出店できなくなった。しかし、議会の同意が

なければ通常できないわけですね。いわゆる工事入札でも1億5,000万を超えると議会の同意が要る。それから重要事項の契約事項については、当然議会の同意が要る。今回、同意が得られなかったから、訴訟の対象外ではないかという意味で私がお尋ねしたのです。もう答弁は要りません。

次にまいります。楠港の問題について、お尋ねいたしたいと思います。せんだってのある新聞によると、市長談話として、「かなり話は煮詰まったけれども、時期尚早だ」と。いわゆる凍結解除はまだ時期尚早だという意味だと思うのですが、さらに、今月2日に至ってソルパセオ銀座商店街が条件つき賛成のようですが、全会一致で商店街が決議した。それを受けて市長、議長に株式会社イズミの出店の促進方の陳情に来たようです。さらに、市長は、約1年間の凍結期間中に市内各所で懇談会あるいは市政報告会をやったと思うのですが、その中でどのような集約ができたのか、どのような空気であったのか、お答えできればお答えをいただきたい。

市長（浜田 博君） お答えいたします。

楠港問題には、大変関心が深くなっておりまして、また御指摘をいただいた点につきましては、「時期がまだ早い」と言ったのは、たしか議会前だと思いますが、12月議会に提案する準備ができていないという思いの中で、今、早急に解除ということにはならないという思いがあったということは事実でございます。ただ、それ以降、またいろんな動きもあります。さらには、私がずっとこの凍結の間に私なりにいろんな方々から意見も聞きました。その中で、もうそう遠くない時期に私は解除する状況が来るのではないかと判断するに至るであろうというふうに踏まえております。

31番（村田政弘君） 答弁が簡単ですからよくわかりませんが、この1年間の懇談会、報告会等の集約があったのかどうか、どのような空気であったのかとお聞きをしたかったわけです。

さらに、この約1年間で株式会社イズミとの接触がどのようになっておるのかわかりませんが、イズミの熱意が冷めるのではないかなという心配をかつて私は質問したのですが、その辺はどのような状況になっておるのか。

さらに、商工会議所それからかなりの商店街あるいは旅館組合等々で、全会一致で反対するような報道にはなっておるが、果たして全会一致かどうかわかりませんが、いずれにしても業界については反対意見が多い。しかし、当局が募集した時点、別府市は観光都市だから、観光関係の事業者の出店を希望する気持ちはよくわかりますが、御承知のように、今すべてのものが冷え切っておる。特に観光については、別府市はかなり厳しいと判断されるのですが、御承知のようにラクテンチが通常3万坪というのですけれども、実際は2万数千坪と言われておりますが、これが企業が変わって再生はしておるものの、なかなか対応に苦慮しておるようであります。その他の観光施設もかなり厳しいと思うのですが、あの2万平米で果たして観光事業ができるのかどうか。できないとすれば、何をすればいいのかということになってくるわけですが、私はせんだっての議会で、「ベストではないけれどもベターではないか」という発言をしました。市民の多くは、観光施設というから遊び場というか、遊園地的な施設を希望しているのではないかと思うのですが、今申し上げますように、あの広場で営業できるとしたら、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、ギャンブル事業でもすればともかくも、普通の観光施設で果たして採算がとれるかどうか。業者というものは、採算がとれなければなかなか出店してくれないのが常識です。慈善事業でやってくれるような業者は、ほとんど見当たらないのですね。

そこで、市長が決断するのかわからないのかわかりませんが、もう何とか「イエス・ノー」を決める時期に来ておるのではないかなと判断するわけです。御承知のように、別府市は例によって例のごとくして、選挙が近づくといろんな話題が騒々しくなります。それ

に向かって突っ込んでいく、大変気重な時期になると思うのですが、私の取り越し苦労だけであればありがたいのですが、この1年間で市内を行脚した集約をもうちょっとはつきり御答弁がいただけないだろうかと思えます。どうぞ。

市長（浜田 博君） お答えいたします。

失礼をいたしました。先ほどは余りにも簡単に答弁したために再質問ですが、確かに答弁漏れがあったということで、まず最初の質問の中で、この1年間凍結の間でどのような声が市長の中に入ったのかという部分でございますが、はっきり言って、「なぜ凍結をしているのですか。市長が自信があるのなら、なぜ進めないのですか」、その声が圧倒的に多かったということだけは確かでございます。しかし、「この凍結は本当によかったね。考える時間をいただいてよかったね。しっかり考えますよ」という方々もたくさんいました。ただ、「もう凍結もとにかく、やめてしまいなさい」という意見は、本当に少なかったというよりもゼロに等しかったというのが――私に対してですよ――現実でございます。

だから、大部分の方が「凍結をしてよかった。考える時間をいただけた」ということと、やはり多くの方が「凍結を解除して信念を貫きなさい」という激励をいただいたことも事実でございます。

それから、そういう声とともに、凍結前と今の状況は相当変わってきているなという感じは持っております。ただ、私は、反対者の中にも本当に別府市のことを思って、自分に反対のための反対ではなく、本当にここに商業施設でいいのかなという部分の意見もありますから、そのことは私も、凍結前ではございますが、決まった株式会社イズミに対しまして、「丸ごと商業施設ではいけません、私も提案ができる状況にはなりませんよ」というお話をさせていただく中で遊びの空間といいますが、「商業部門減らしてください。そして市民も観光客もそこに集えるようなイベント広場、遊びの空間、ヨットハーバーも整備されます。そういった状況の中で、よその市にあるようなそのままのゆめタウンを持ってこないでくださいよ」というお願いなり、また、市民が「あの土地を売るな」という問題、「土地は売りません」ということも相当無理を言いました。「賃貸でしかできませんよ」というお話もしてきたつもりでございますし、また、景観の問題も景観行政団体になった以上はやはり、海はどこからでも見えるではないかという話もあるのですが、私はやはり、「港文化を支えたあの楠港が、流川から見たときに、海が見えなくなるのは寂しいですよ」ということも強く強くこれはお願いをしてあります。

こちらはお金を一銭も出さないで企業誘致をしたわけですから、向こうにとっては「どこまでわがままを言うか」という気持ちだろうと思えますが、市民の声として、「やはり景観を大事にしてください」。そして、ショッピングセンターも私はショッピング観光も一部はあっていいのではないかという思いはあります。だから、観光立市だから観光施設がベストかもわかりません。しかし、先ほど議員の指摘がありました3万坪のラクテンチさんが本当に苦労されています。6,000坪で果たして観光施設が来てくれるのかな、こういう思いも確かにあります。しかし、ベストではないがベターの道を選ばせていただいた。公募して、観光施設が来なかった、残念だなという思いはありました。しかし、商業施設が最終的に残りましたが、その中で地域再生・観光再生のためにどの企業がいいのでしょうかと選定委員会をお願いしたわけございまして、それ以降、私は口を挟みませんでしたから、経過についてはいろいろと批判も非難もあったと思えますが、選ばれた以上は、私はその企業に対して精いっぱい市民の思いを伝えてきたつもりです。

しかし、凍結の間に撤退されたら、また白紙に戻るわけですが、撤退しないで今までしっかり信頼といいますが、私の思いを受けていただいて検討いただいていると思えますから、解除したときには、「会社として市民の思いをこれだけ受けてくれましたが、皆さん、どうでしょうか」ということで議会の皆さんにお諮りをする、そういう順番になるだろう

と思います。だから、私は決して急ぎませんが、この時期を逃したときには、「10年、20年ほったらかし、観光施設が来るまで待て」というのであれば、もう私はこの後任期1年ちょっとの間にはその思いが果たせないといえますか、思いを提案する状況にならないということでございますから、私の今の思いは、一貫して12年間観光施設が来なかった。ホテルが一時来たいというお話は聞きましたが、結局できなかった、実現しなかった。だから、前市長も観光協会も商工会議所も、いろんな方々が真剣にこれまでもお願いし、企業誘致に頑張ってもらった。私の就任したときに、まさか来るとは思いませんでしたが、幸か不幸か土地が低下をし地価が下がり、買いたいという企業がわっと説明会、18社公募したら来たのです。そのことを考えたときに、このチャンスを逃したら、また10年、20年、あのまま放置していいのかな、こういう思いで私はあえて市民の議論のためにこの問題を提起させていただいたということですから、ぜひ市民の皆さんの声を、市民の代表である皆さん方がしっかりと把握していただいていると思いますので、そういった形で最終判断をいただきたい。もう、そう遠くない時期に凍結を解除してそういった提示があれば、皆さん方にしっかりと公開をして、また市民に公開をして、皆さん方の意見を聞くということになるだろうと思います。御理解をいただきたいと思います。

商工課参事（阿南文明君） 先ほどの議員の御質問に、お答えいたします。

市民意見の集約についてでございます。自治会を対象に行われましたアンケートにつきまして、お答えいたします。

「市長と語る会」で行われましたアンケートにつきまして、「企業誘致が必要であるか」という質問に対しまして、51.5%の方が「必要」、「どちらとも言えない」が30%、「不必要」が18.4%となっております。これらの答えにつきましては、高齢者の方々が非常に多い結果となっております。これらの意見については、今後の参考といたしたいと思います。

また、株式会社イズミの企業誘致の熱が冷めていないかとの御質問でございますが、事務レベルでも協議が続いておりますので、株式会社イズミの御理解を得ているものと判断しております。

31番（村田政弘君） 振り返って見るのも大変大事なことです。市長も議会の忠告を受けて凍結し、市民の判断時間を与えた。また、いろんな意見交換もできたという、かなりのプラス面もあったと思います。そういう中で過去を振り返る意味で、あの埋め立てを進めた脇屋市長の構想は、グレードの高いホテルを誘致したい、それから道路用地、公園用地等々であれを埋める。いわゆる投資に対するかなりの収入を、一方で見込んでおいたのは事実です。そして、それを受けて、ここに陳情書のコピーがありますが、平成5年、中村市長、河野議長、友永文月商工会議所会頭の3氏による平松知事への陳情書のコピーです。これも同じような内容で、国際的に通用するようなレベルの高いホテルを誘致することについて平松知事に御協力をお願いしたいという要望になっております。ですから、脇屋市長と中村市長時代は大体同じような考え方で進んでおったと思います。ただ、時代が変わって、例のロイヤル観光が別府に進出する、旅館組合が反対して日出町に行った。私は、ロイヤルはむしろ別府に出すよりも日出に行った方が結果的によかったのではないかな。と申しますのは、ロイヤルのグループの中で一、二を争うぐらい好成績を上げておる。別府は何でもかんでも「来る」といえば「来るな、来るな」というのが、別府の常識になっている。これでは都市の発展は望めない。

今、市長が心配するような、11年間放置されておった。恐らく商工会議所や商店街、旅館組合等が反対しておるが、彼らが主張する意見は立派だと思います。しかし、立派であるだけであって、実現性には非常に乏しい。今から先、今のままで花火大会をするだけの利用でまた10年、20年放置する結果になるであろうと私は思うのです。

そこで、イズミが来ることについていいか悪いかの賛否を問う。これは市民の声を集約するわけです。端的に言うならば市議会に提案して、日田のサテライトのように否決されればいたし方ないが、賛成多数であるならば、ここまで来た以上、誘致するのが自然だと思うのです。その賛否を問う時期が今しかない。選挙直前になって、やれるわけがないと私は考えるのです。（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）そこまで言って、浜田市政が立ち上がらないならば、もう残念としか受け取れないのです。男である以上、市長である以上、やりかけたものを引っ込めるわけにはいかないだろう。議会が承認しなければ万策尽きたとしかならない。（発言する者あり）それ以上は言いませんけれども、いずれどっちかに、正式断念か賛否を問うか、どっちかの決断をする時期ではなかろうかと思うのですが、答弁があれば答弁してください。

市長（浜田 博君） 明らかにしておきたいことは、私自身に迷いはありません。最初の私の信念のとおり、今しかないという思いは変わっておりませんし、観光再生のためにこの企業誘致を成功させたいという思いは一貫してあります。だから、私の方から議会の皆さんに御相談する前に、断念をするとか撤退を強要するとかいうことは一切いたしません。十分に市民の声、皆さん方の声を聞きながら、最終的に提案する時期を待っているわけですので、提案をして、もちろん賛成をいただきたいという思いでございますので、よろしく御理解をいただきたいと思えます。

31番（村田政弘君） 余りむちゃくちゃなことを言っても悪いでしょうから言いませんけれども、万一提案ということがあるとするならば、これから要望です。参考になるところがあれば参考にさせていただきたいのですが、せんだってもしましたように、国道10号線の進入の問題、駐車場との関連の受入態勢、万々遺漏ないようにして、「10号線の交通障害を起こした」と市民から非難されないように十分な打ち合わせと対応をしていただきたい。それから、建設に当たっては、極力市内業者の範囲でできるところは市内業者に、また、お抱えの業者もあるかもしれませんが、可能な限り市内業者を御利用したい。それから、雇用についてはどこでも大体同じようですけれども、別府市の住人を中心として雇用を考えていただきたい。それから、たしか計画の中にもちらちらしたようにありますが、コーナーの中に別府市の土産品あるいは大分県の土産品等々を陳列・販売するようなコーナーを特に設置方をお願いして、観光客にも十分対応できるような施設を設けていただきたい。

その他いろいろありますけれども、そこら辺を中心として、「ああ、よかったな」と言われるようなイズミの誘致をお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

観光経済部長（山川浩平君） お答えを申し上げます。

ただいま、さまざまな御提言をいただきましたけれども、その中で雇用の問題であったり土産品コーナーの問題であったり、モニュメントにも寄贈の問題があったりしますわけですけれども、そういうことにつきましては、今後、企業側に可能な限りお願いを精いっぱいしていきたいというふうに考えております。

31番（村田政弘君） もう一つ落としました。要望事項の最後に、知らない人が多いと思いますが、この市役所の上に体育館ができております。あの体育館は4億でできたのです。そして、2億を別府市が出して、2億を防衛庁が出してくれたのです。これは、防衛施設庁本庁に我々が陳情に行ったときに、かつての永野忠彦議員が防衛庁でお願いして、これを佐藤文生代議士が推進してくれて、2億円の補助金をいただいた経緯がある。これはどういう意味かということ、家移り祝いに個人でもそばの一つぐらいいは配るが、自衛隊ともあろうものが、大移動するのに何かお土産の一つぐらいいしたらどうかという冗談みたいな本気の話をして、これを受けて2億円が生まれたのです。

それと若干話は違うけれども、イズミともあろう大企業が万一出店するということにな

れば、別府市に記念すべき何らかのモニュメントでも何でも結構ですが、「ああ、よかったな」というような記念品の贈呈はできないかな……、（発言する者あり）これは私の欲です、できるかどうかわかりませんが、一つぐらいはおまけをつけておきたいと思うのですが、あと8分ですか、楠港についてはこれで終わります。

あと二つありますが、時間がないので、扇山のゴルフ場の問題について、触れるだけ触れて終わりたいと思います。

3,000万円の松くい虫対策の費用を融資することになるわけですが、これで3,000何百本の松くい虫被害木の処理をする。そして、恐らく契約ができたら搬出するようになると思うのですが、何ぼ切っても切り株は残るわけですね。そこで、切り株に対する処置と、聞くところによると場所によって搬出困難な場所も若干あるそうですが、この搬出困難な松についての処置の方法等々、それから伐採搬出の仕事を受ける業者選定について十分な調査・対応が進んでおるのかどうか、お答えできる範囲で結構ですが、お答えいただきたい。

それから、議会の意見を受け入れて51%の株主の権利を残した。執行部、市議会の役員は総引き揚げをした。非常に格好のつかない形に現状なっておると思うのですが、この間の株主総会ではそれほど波乱はなかったやに聞いておりますが、今後、今の体制で何年ぐらいいくのか、このままいくのか、早急に变革が起こるのか、また議会との関係はどうなっていくのかについて、御答弁できる範囲で御答弁願います。

農林水産課長（梅木 武君） お答えいたします。

まず1点目の、切り株を切った後どうするのかということでございますが、切った後については、切り株につきましても薬剤散布処理をいたします。

2点目。あそこから搬出できない木はどう駆除するのかという御質問ですが、2メートルぐらいに切りまして、上、下まんべんなくしっかり薬剤散布をしまして、最終的には土に返すという方法でございます。

3点目の、収集運搬についての業者選定についてはどうかということでございますが、これにつきましては、扇山のある別府市と処理場の施設がある市町村の一般廃棄物の収集運搬の許可業者であることという条件が必要になっておりますので、扇山の方にはそういうアドバイスといいますが、こういう資格が要りますよということは伝えております。

総務部長（友永哲男君） お答えいたします。

別府市は、現在51%の株を持った状況でございます。今後につきましては、経営にどう携わっていくのかということもございまして、また、役員の問題もございまして、今、扇山の方から話もあっております。そういう中でございまして、現在内部で協議をいたしております。また、議会の方にも御相談をさせていただきたいというふうに思っております。

助役（大塚利男君） お答えをさせていただきます。

ちょっと補足ですが、この役員参加については、早い時期に役員を送り込みたいという気持ちを持っております。このことを答弁させていただきます。

31番（村田政弘君） 今回、3,000万円を限度として罹災木の処分・対策を立てるわけですが、まだ松くい虫の被害を受けていない松が1,000数百本残るやに聞いておりますが、今回の処置が万全であったとしても、完全であるかどうかは大変疑問があるわけです。残された1,000数百本が、万一罹災するようなことがあるかもしれない。ないことを願うのですけれども、あるかもしれないが、その対応までは考えておるかどうかわかりませんが、そこらも含めて研究だけはしておく必要があるかと思っておりますが、答弁は求めませんが、十分なる対応をして万々遺漏のないように対応されることを願って、質問を終わります。

16番（田中祐二君） 質問の順番を少し変えさせていただいて、福祉行政を最後に、



そのかわりに電子投票についてということで、議長の許可を得てやりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本年4月に機構改革によりまして、財産活用課ができたわけでありまして。その現状と役割についてお尋ねをしたいということが一つと、もう一つは、市有地につきましては、平成16年第2回の6月議会の定例会で答弁をいただいておりますけれども、

「市有地財産活用推進スタッフ会議で各課所管の市有地の現地実態調査を実施し、今後の利用計画及び売却や貸付け等の検討を行い、報告書を作成し、その中で最も効率的な運用が図れるよう、市有財産活用推進計画を策定したいと考えております」という当局の答弁がなされているわけでありましてから、この財産活用推進計画は現在どうなっているか、その点の2点についてお尋ねをしたいと思います。

財産活用課長（藤原洋行君） お答えいたします。

議員御承知のとおり、本年4月に市有財産の有効活用を図る目的で、旧財政課の管財係、総務課の庁舎管理係、土木課の用地係が一緒になり「財産活用課」となっております。この中で大きな目的は、各課が管理している行政財産、また主に財産活用課が管理している普通財産の遊休地等を一括して有効活用を図っていこうとしているものです。

現在までの経緯について、若干説明させていただきます。

平成16年5月28日に第1回市有財産活用推進計画スタッフ会議を開催、平成16年7月23日、市有財産活用推進計画ワーキンググループ会議開催、以後、平成16年10月から12月にかけて市有財産の調査、また17年1月から2月にかけて、関係各課とのヒアリング並びに現地調査を実施いたしております。また市有財産活用推進計画スタッフ会議は、計2回の会議を開催し、市有財産活用推進計画ワーキンググループは、計3回の会議を開催いたしております。その中で、未利用になっている土地や今後3年以内で未利用になる予定の土地・建物40件を6分野に整理しているところです。

まず第1点目が、自然環境の維持保全の点から効用を果たしているもの、2点目が、大規模構造物が残存しており、地形的要因から利活用が困難なため、市が保有することが適当と思われるもの、3点目に、将来的には利活用もしくは売却可能であるが、周辺地区の動向を見る必要があり、市が保有すべきもの、4点目が、市が保有し有効活用を図るべきもの、5点目、市として活用が難しいが、民間への売却処分可能なもの、6点目が、具体的な活用の計画があるものとなっております。

推進計画書の策定につきましては、若干作業がおくれておりますが、今後については、この分類についての行政内部の意思決定を行い、市有財産有効活用推進計画書を策定し事業を推進していくことになろうと思っております。

また、財産活用課の役割としましては、遊休市有地について、市が所有しているよりも民間に売却する方が有効活用できるものについては積極的に売却していくこと、また、売却は難しくても、自然環境維持保全等を図れるものについては、関係各課との調整などにより活用を図っていく必要があると思っております。

16番（田中祐二君） 今の説明で、とりあえずスタッフ会議は開催をしたということで、前の議会の中でも指摘しているわけですが、この計画書、いわばこの計画書についても平成16年の――先ほど申しましたが――6月議会でやると言いながら、課が発足してもうすでに8カ月、平成16年6月から1年何カ月かたっているわけですが、その中で、私は財産活用課ができた時点で、こういう計画をしてきちっとやっぱり財産を守っていくのだからということからこの課ができたというふうを考えて、きょう質問に立っておりますけれども、それがなされていないということでありまして、今の答弁でありますとおくれておりますが、今後についてはということがありますので、ぜひ早急にやっぱり計画書をきちっと立てるべきだというふうを考えておりますので、ぜひその点につ

いては指摘をしておきたいというふうに考えております。

次に、遊休地の関係になるのですけれども、一般の市有地売却は1980年以降、バブルで地価が高騰して土地取得が困難な時期にあったわけでありまして、これまでは当面の用途がない市有地でも保有し続けてきているわけでありまして、地価高騰の時代が去りまして、厳しさを増す財政を立て直すために売却方針をとるといふ都市圏がふえているように思われます。具体的には大分県では、行財政改革プランの最終年度となる2008年度まで5年間の間に県の所有する土地を売却すると定めました県有財産利用活用推進計画に沿って48億円の売却収入確保を目指していくと聞いております。具体的には9月末現在の件数としては16件12億9,700万円ほど今年度売却をしているようであります。昨年度の売却額が46物件で、16億8,600万円と合わせまして売却額が29億8,300万円、5年間の目標の62.1%に達したと聞いております。

また、大分市でも行政改革アクションプランをつくりまして、厳しい財政を乗り切るために、はっきりした用途がない市有地は売却するか貸付けをする方針を打ち出しております。去年、おとしですか、16年ぶりに2カ所の遊休地を大分では売却をしているようでありますし、また公有地有効活用等検討委員会を設置いたしまして、さらに9カ所を売却し、1カ所を貸し付けするということが望ましいという活用案をまとめまして、委員会はこれに沿って今後やっていくというような状況にあるわけでありまして。

そこで、別府市の主な遊休地はどれくらいあるのか、まずお尋ねをいたします。

財産活用課長（藤原洋行君） お答えいたします。

主な遊休地ということでございます。40件、19万2,000平米となっておりますが、その内訳は、行政財産28件、普通財産12件となっております。また、財産所管課別では、財産活用課12件、政策推進課1件、温泉振興室6件、商工課2件、農林水産課1件、建築住宅課10件、都市計画課1件、教育総務課3件、スポーツ振興課3件、児童家庭課1件となっております。これは、本年の4月1日時点でございます。

16番（田中祐二君） 財産活用課が所有する普通財産については、売却なり貸し付けをするのだろうとは思っておりますけれども、また後ほど、その状況はお聞きをいたしますけれども、今言われました行政財産は、どのように今後活用していくのかお尋ねをいたします。

財産活用課長（藤原洋行君） お答えいたします。

市の利活用が難しい行政財産につきましては、用途を普通財産に変更し売却していくことになると考えております。

16番（田中祐二君） 先ほどの遊休地のお話がありましたけれども、それ以外に狭い市有地といいますか、それはどのくらいあって、それをどう活用していくのかお尋ねをいたしたいと思います。

財産活用課長（藤原洋行君） お答えいたします。

この件につきましても、本年の4月1日時点でございますが、普通財産で500平米未満の処分可能な市有地は22カ所となっております。

16番（田中祐二君） その22カ所については、活用は売却という方向でいいのですか、売却なり貸付けということでいいのですか。

財産活用課長（藤原洋行君） はい、そのとおりでございます。

16番（田中祐二君） それで、活用課が持っている普通財産は、活用課の判断でいわば売ることができるということで、本年度、売却をしたという土地があるようでありますけれども、本年度に売却した土地がどれくらいあったかお尋ねしたいと思います。

財産活用課長（藤原洋行君） お答えいたします。

本年度、5件を予定いたしておりましたが、1件は境界等の確認が難しく延期をいたし

ておりますので、4件公募しまして、4件の売却となっております。

16番(田中祐二君) 売却をした場所と、金額等を教えていただけますか。

財産活用課長(藤原洋行君) お答えいたします。

4件のうち1件目でございますが、船小路119番の1、雑種地541.43平米で2,848万1,200円、2件目でございますが、石垣西6丁目1833、宅地120.61平米、1,279万1,000円、3件目でございます、天満町1576番、宅地120.68平米、1,005万100円でございます。4件目でございます、南的ヶ浜981番地の20、宅地57.89平米、316万円。合計で売却件数が4件、840.61平米、総売却金額としまして5,448万2,300円となっております。

16番(田中祐二君) 活用課が財産を普通財産として持っている分には売るということで、今の説明からすれば、行政財産を普通財産にして売っていくのだということでありませう。

そこで、私も去年の6月議会のときに、当時、財政課ですか、係がありまして、六つほど土地を見させていただいて、遊休地がどこにあるのかということで、全部見るわけにはいきませぬので、見させていただきました。それが六つの中で、今、説明がありましたように、全部これが入っているようですね。船小路から、石垣から、天満から、それぞれ六つの中で四つが売れたということで、売るといふ土地を見せたのかどうかは別にして、あと二つあるわけなわけです。その二つの土地は、結局問題になっているのは、これは大字南立石――正式な名前ですけれども――字中須賀1962と、大字鶴見字古賀ノ口2335の2ということで、この大字南立石というのが豊泉寺の上に土地があるわけなわけです。それは、この前の説明からすれば別府市と県が所有をしているということで、そこに不法駐車して車が何台かあったわけですね。今回私も見に行きましたら、あそこはちょうど工事をしているのですけれども、やっぱり車がとまっている。それから、もう一つの大字鶴見字古賀ノ口2335ですか、これは大畑と扇山の境にある小さな土地なのでありますけれども、これらについて、6月議会ではいろんなことを検討していきたいということの答弁があったのですけれども、いまだかつてその大畑と扇山の境の小さな土地ですけれども、これにも不法駐車して車が3台か4台とまっているということからして、何らかの手は打ってないという現状はわかっているわけですから、このことについては今後どうするつもりか、お尋ねをいたします。

財産活用課長(藤原洋行君) お答えいたします。

具体的に2カ所の土地につきましての御質問であります。

まず、南立石の土地につきましては、道路際の土地が県の道路拡幅用地とお聞きいたしております。道路の拡幅が行われまして、売却を考えていきたいと考えているところでございます。

また、大字鶴見の土地につきましては周辺道路が狭いため、道路として利用することがよいのか、また貸付け希望があるのか、検討していきたいと思っております。

また、今、御指摘がありました不法駐車等、そういった問題がありますので、市有地等の看板設置については課内部で検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

16番(田中祐二君) すみません、最後の答弁をちょっともう一回。

財産活用課長(藤原洋行君) 最後というと、看板の設置の部分でございますか。市有地等の、要するに住民の方がわからない部分があるかという御質疑だろうと思っておりますので、その部分につきましては課内部で検討をさせていただきたいと思っております。

16番(田中祐二君) 失礼しました。そうですね、結局市の土地であっても、そこに市の土地であるという表示をしてないためにやはり不法駐車が起こるといふことになると

思うのですね。これは人間の心理としてそうですね。自分のところになれば、そこにとめるというふうになるのですから、そういうことからすればきちっと市有地、また行政財産として、普通財産に今後もしていくわけなのですけれども、そうすれば市有地がふえていく、そういう状況がまた起こってくる可能性だってあるわけですから、ここはきちっとやっぱり市の土地でありますという表示をしていただくように強く要望をしておきたいというふうに考えて、この項については終わらせていただきたいと思います。

次に、消防行政を上げております。

これから、火災の起こっていく時期になるわけでありまして。住宅火災予防ということで、特に65歳以上の高齢者をどう守っていくのかということもあるわけですね。御存じのようにもう高齢化が25%を超して、世の中高齢化時代に入って、また後ほど議員の方もこの高齢化について質問をされるようでありましてけれども、高齢化社会にあって施策をどうしていくのかということは、やっぱり行政として求められていくような気がしますし、現実にはそうなるのではないかと。例えば公園にしても、孫を連れていくために公園に入る場合には階段があって入りにくいということがあれば、スロープをつけなければという話にもなるわけですね。公園の問題は、私は公園課と話をし、1カ所スロープをつけて、高齢者が入れるように、皆さんが入れるようにしたのでありますけれども、そういう時代になってきたという観点からこの問題を取り上げ、また事業所火災予防についてもどういう対応をするかお尋ねをしていきたいというふうに考えております。

そこで、日々の暮らしの中でストーブで暖房をしたり、料理のためにガスコンロを使ったりするのは、住宅や建物では当たり前のことです。火の使用は、人々の暮らしと切っても切り離せないものであります。不注意などから火の使い方を誤ると火災に発達し、死傷者や建物被害が発生をしております。日本では、年間3万件余りの建物の火災が発生をしております、その中で住宅火災によるものが6割であります。死者数で見ますと、建物火災の死傷者のうち、実に9割が住宅火災によるものと判明をしております。

そこで、別府市でもそういう住宅火災についても全国的な流れの中であるような傾向があると思っておりますけれども、その過去5年間の火災発生件数についてお尋ねをし、住宅火災の占める割合、それから火災損害額についてお答えをお願いしたいと思います。

消防本部予防課長（伊南重伸君） お答えをいたします。

過去5年間、別府市における火災の状況について、平成12年が火災件数41件です。そのうち住宅を含む建物火災は27件で、全体件数の66%に当たります。損害額は年間総額で1億5,362万1,000円。次に、平成13年が火災件数53件、うち建物火災は39件で74%を占めております。損害額は1億3,313万2,000円。次に、平成14年が火災件数44件、うち建物火災は30件で68%、損害額は1億216万8,000円。平成15年が火災件数32件、うち建物火災が21件で66%、損害額は2,015万8,000円。最後に、平成16年は45件の火災件数のうち建物火災が31件で69%、損害額は9,470万8,000円となっております。

なお、過去5年間の統計で見ますと、215件の火災件数のうち建物火災は148件、69%を占めております。損害額につきましては、総計で5億378万7,000円となっております。

16番（田中祐二君） 平成15年の住宅火災による死者は、昭和61年以降17年ぶりに1,000人を超えるという統計が出ております。特に65歳以上の高齢者が過半数を占めているということから、高齢化社会の到来を踏まえて早急な対応が必要な状況になっているようでありまして。

そこで、この5年間の火災で死傷者の数はどうなっているか、また、その死者の中で高齢者はどのくらいあるかお尋ねをいたします。

消防本部予防課長（伊南重伸君） お答えをいたします。

別府市における、過去5年間の死傷者の状況でございます。その死傷者の中で、65歳以上の高齢者の方がどれぐらいを占めておられるかも、一緒に御報告させていただきます。

まず、平成12年の死者は4人で、そのうち3人が高齢者の方、平成13年の死者は2人であり、高齢者の方はおられません。平成14年の死者は2人で、そのうち高齢者は1人。平成15年の死者は1人で、高齢者であります。最後に、平成16年の死者は2人で、いずれも高齢者であります。過去5年間の統計で見ますと、死者11人中高齢者は7人であり、64%となっております。

16番（田中祐二君） 建物の火災が70%近く、その中で高齢者の方の死者が64%という統計の中で、さらにお尋ねをするのですけれども、高齢者を含めて火災予防対策ですね、今申しましたように、高齢者を助けるためにやっぱり予防しなければならない。特に火災予防について別府市消防本部としてはどのような対策を講じているのかお尋ねをいたします。

消防本部予防課長（伊南重伸君） お答えをいたします。

別府市消防本部では、平成11年度からひとり暮らし高齢者宅を民生委員の御協力を得まして、女性消防団員及び高齢者福祉課の職員、それに消防本部職員合同によりまして、火災の予防及び火災による死傷者の軽減を図ることを目的に、火気の取り扱い状況、火災時における自力避難ができるかどうか等、11項目程度の内容で質問調査をさせていただき、実施に当たっては1回を1日で行い、年間を通じまして平均5回程度、110世帯ほどを訪問しております。また、広く市民に対しましては「市民と消防の集い」、小学生を対象に市立小学校持ち回りにより「防火子どもの集い」など、春と秋の火災予防運動中における行事を行うことにより、火災の予防のPRをしております。特にこの秋の火災予防運動の一環としまして、市内の市立幼稚園児による火災予防街頭啓発活動を実施するとともに、浜田市長とミス別府による「一日消防長」が、その現場を巡回し激励を行いました。園児は大変喜びまして、火災予防に対する関心を小さなお子さんたちに植えつけたのではないかとこのように思っております。こういう行事を実施することにより、家庭で火災予防が話題となり、生活の文化として根づいていくようにしていきたいなというふうに考えております。

16番（田中祐二君） 年に1回、1日で行い、年間を通じて平均5回で100世帯をいわば高齢者のためにやっているということでもありますので、許されるのであれば回数をふやしていただくように要望しておきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、消防庁では、消防緊急に関する世論調査の結果や住宅用防災機器の効果、それからアメリカやイギリスの対策等を踏まえまして、住宅防火対策の充実強化のための法整備が取り組まれ、平成16年の国会におきまして、消防法が改正をされております。その内容がどう改正されたのかお尋ねをすると同時に、この法改正がされれば、別府市においても今度議案として上げられております火災予防の条例がいわば改正と申しますが、できるわけありますから、その法の改正の中身と火災予防条例の一部改正についての内容についてお尋ねをいたします。

消防本部予防課長（伊南重伸君） お答えをいたします。

住宅防火の観点から、このたび消防法第9条の2に、住宅用防災機器の設置及び維持の規定が追加されましたことに伴いまして、別府市火災予防条例を一部改正して、住宅火災を早期に発見し死者の数を減少させることを目的として、火災警報機の設置を義務づけようとするものであります。全国的に見て建物火災による死者の状況は、住宅によるものが多数を占めております。その最大要因は、逃げおくれということになっております。また、

死者の約半数が高齢者となっております。

そこで、アメリカではこの火災警報機の設置により火災による死者が半減したと言われております。そこで、今回の法改正によりまして、新築の住宅におきましては平成18年、来年の6月1日からこの火災警報機を各住戸に設置するということが施行され、既存の住宅におきましては、別府市火災予防条例の今回の一部改正が行われた場合、平成23年5月までの間、経過措置により設置が猶予され、平成23年6月1日よりの施行となり、既存の住宅におきましても、平成23年6月1日からは各住戸にこの火災警報機が必要になってくるというところでございます。

16番(田中祐二君) 必要性についてわかりましたので、この火災警報機は、今後どこで買えばいいのか。高齢者の方にはわかりにくいかと思しますので、この際わかれば教えていただけますか。

消防本部予防課長(伊南重伸君) お答えをいたします。

この各住戸に設置をしようとする火災警報機の販売等につきましては、消防用設備等の設置業者、これが県内、もちろん別府市内等でございます。また、先々には量販店等においても購入することが可能となると思っております。

なお、この火災警報機等の購入また取り付け等に関する事項におきましては、別府市消防本部のホームページの方に掲載をさせていただきまして、広く市民の方に周知をしたいなというふうに考えております。

16番(田中祐二君) 確かに消防本部は最近ホームページを開設して、私も見てみました。ぜひホームページ等については、掲載をお願いしておきたいと思っております。

そこで、2番の事業所に関する件でありますけれども、平成13年9月に東京の新宿歌舞伎町でビル火災が起こっております。だれもが被害者になり得るというような火災ではないかと思っておりますけれども、小規模ビルで44名が亡くなっているわけです。防火扉も閉められず、自動火災報知設備も作動しない、ずさんな管理に原因があったと言われておるわけでありまして。消防法令では、建物の万一の火災等の発生に備え、被害を最小限に抑えるための初期消火警報避難消防活動等を円滑に行うため、消防用設備等に関する基準と、さらに防火管理者を中心に火災等の発生に備えた消防計画の作成、訓練の実施、収容人員の管理等を行うために、消防管理に関する基準を定めている事務所に対しては、火災予防対策についてはどのような考えで行っているか、お尋ねをしたいと思います。

消防本部予防課長(伊南重伸君) お答えをいたします。

事業所等に対しましての指導につきましては、現在、別府市内に5,300ほどの対象物がございまして、これらについては消防法第4条の立入検査権により立ち入り検査を消防職員により実施、防火管理状況、消防用設備等の状況、火器取り扱い状況等、また火災予防、火災の際の対応計画、先ほど言われました消防計画でございますが、こういったものについてつぶさに調査しまして、不備事項につきましては、その場で指導し、早急な改善等をお願いしております。

なお、長期にわたって改善が見られない事業所等につきましては、別府市火災予防違反処理規程等により警告等を行うことにより、改善を行っていただくようになってはおります。ただ、現在まで別府市消防本部で、この規程の適用に至った事例等はございません。

16番(田中祐二君) それでは、次に移らせていただきます。緊急出動ということで上げております。

ある報道によりまして、消防署が有料になるのではないかとということをし見まして、どういふことかなといろいろ私も勉強して、少し気になる点を含めまして質問していきたいというふうに考えておるわけなのですけれども、テレビ報道では職員の方が、本当に分刻みで救助に当たっているということが伝えられております。その中で本当に救命士の任

務を含めて大事ということが、その場でわかったわけですが、平成14年度の全国の救急出動件数は、ヘリによるものを含めまして全国で約456万件、前年度対比で3.6%増加して、救急車による救急出動件数があるわけです。救急出動件数は平均で1万2,482件、約6.9秒に1回の割合で救急隊が出動していることがわかっております。また、搬送された人数も約433万人となっております、国民の29人に1人が救急隊によって搬送されたことの調査結果が出ておるわけであり、別府市においても同じような傾向にあるかと思っておりますけれども、別府市における救急隊の出動件数及び搬送人数はどのようになっているか、まずお尋ねをしていきたいと思っております。

消防本部庶務課長（荒金 傳君） お答えいたします。

別府市における平成14年の救急隊の出動件数は4,476件、平成15年では4,871件、平成16年度では4,956件となっております、ちなみに平成16年では1日平均約13件で、1時間46分に1回の割合で救急隊が出動しております。また、過去3年間の搬送人員につきましては、平成14年では4,272名、平成15年では4,667名、平成16年では4,727名となっております、ちなみに平成16年では市民26名に1人が救急隊に搬送されたこととなっております。

16番（田中祐二君） その搬送人員の中で高齢者と言われる方が何名おりますか。

消防本部庶務課長（荒金 傳君） お答えいたします。

平成14年の搬送人員4,727名のうち高齢者は2,121名、約49%、平成15年では搬送人員4,667名のうち高齢者2,352名、約50%、平成16年では搬送人員4,727名のうち高齢者2,336名、約49%となっております。

16番（田中祐二君） 病院まで搬送される1分1秒、それは命を救出するためにかけがえのない貴重な時間がこの救助隊の役目であると思っております。また説明があったように、別府でも半数近く高齢者が搬送されているということでもあります。119番通報で救急車が到着するのが、全国的に所要時間が約6分と言われておりますけれども、別府市では所要時間は何分でしょうか。

消防署第二中隊長（吉田磯吉君） ただいまの質問に対して、お答えいたします。

本市では、山間部を除きまして平均大体5分となっております。

16番（田中祐二君） 次に、通報から病院に着くまでの応急処置が、重度傷病者の明暗を分けるといっても過言ではありません。大切な命を救うための救命の連鎖、それは応急処置、搬送という一連の救急活動を迅速かつ円滑に行うための制度づくりが基盤となっております。別府市消防本部においても、この制度づくりについては推進をされていると思っております。救急救命士を含む救急隊員の応急処置の技術向上や高規格救急自動車の保有等を推進しているというふうにご考えております。

そこで、この救急救命士の関係について若干お尋ねをしたいというふうにご考えますが、その前に高規格救急自動車の保有台数、今、本庁とかそれぞれ亀川、朝日、浜脇に出張所がありますけれども、その保有件数が何台あるかお尋ねをいたします。

消防署第二中隊長（吉田磯吉君） お答えいたします。

現在の保有台数は、4台となっております。

16番（田中祐二君） 先ほども言いましたように、高齢者が多い中でこの4台が全部出かけていくと、後の問題があるというふうにご考えますので、例えばその4台の高規格救急自動車がすべて同時に出動した場合は、どのような対応がされているのかお尋ねをいたします。

消防署第二中隊長（吉田磯吉君） お答えいたします。

現在の高規格救急車4台がすべて同時に出動した場合は、病院に最初に到着した患者を病院に引き渡した救急隊を、直ちに次の現場へ向かわせるようにいたしております。

なお、場合によっては本署に救急車の予備車が1台ございますので、これをもって救急出動に充てております。

16番(田中祐二君) ぜひ間に合うように、これで十分かどうかわかりませんが、多分十分だろうとは思いますが、ぜひ今後とも御努力をお願いしたいと思います。

そこで、先ほど言いました救急救命士の関係について、現在、全国で約5万8,000人の救急隊員のうち約1万3,000人が救急救命士の資格を持っているようであり、平成3年には救急救命士制度が承認をされ、これによりまして心肺停止傷病者の救命と救急業務の高度化に大きな成果が上がったと言われております。さらに、平成15年4月から心肺停止傷病者に対して、医師の直接的な指示を待つことなく電気ショックが行われるようになっております。また、平成16年7月からは、口から気管にチューブを挿入して酸素を送り込む措置が行われるようになり、いわば救急救命士の働きによって多くの命が救われ、そして職務そのものが重要になってきているように思っております。

そこで、何点か救命士について御質問をさせていただきます。

現在、別府におきまして救急救命士の資格を持った職員は何人おられるか、お尋ねをいたします。

消防署長(安部 明君) お答えいたします。

現在、13名が救急救命士の資格を有しております。内訳としましては、消防職員として採用され、その後、救急救命士としての資格を取得した職員が8名、そして、平成12年度から実施しております救急救命士の資格を持って採用された職員が5名の計13名でございます。

16番(田中祐二君) そこで、救急救命士13名で、勤務体制には問題はないのかどうかお尋ねをいたします。

消防署長(安部 明君) お答えいたします。

本市では、3交代制勤務で4台の高規格救急車を運用いたしております。高規格救急自動車には救急救命士が1名それぞれ乗車いたしておりますが、消防学校への入校あるいは救命士研修等で不在の場合には、救急資格を有した隊員を補充し、出動体制に万全を期しております。また、特定行為等救急救命士が必要な事案については、救命士が配置されています他の救急隊も出動し、さらなる救命率の向上に取り組んでいるところでございます。

16番(田中祐二君) 今後の救急救命士の採用計画については、どうなっておりますか。

消防本部庶務課長(荒金 傳君) お答えいたします。

総務省消防庁の平成9年11月25日付の救急隊編成の高度化に向けた教育訓練の充実強化で、救急隊員の行う応急措置等の範囲が拡大していることに伴い、救急隊員3名のうち2名は救急課程以上の修了者とするとの通知が出されております。今後も救急件数が増加することが予測されることから、救急救命士の確保に向け関係各課と協議してまいりたいと考えております。

16番(田中祐二君) 現実に職員の中から救急救命士の資格を取得したいという場合があると思います。そのときにどのようなサポートが消防署ではされているのかお尋ねをいたします。

消防本部庶務課長(荒金 傳君) お答えいたします。

救急課程を修了し救急業務に5年間または2,000時間以上を経験した職員の中から、希望等を勘案した上で救急救命研究所に半年間入所することになります。卒業すれば、救急救命士の受験資格を取得し、国家試験に合格すれば救急救命士となります。ちなみに、現在1名が、北九州市にある救急救命研究所に入所しております。



16番(田中祐二君) これも報道によりまして知ったのですけれども、民間救急車というのがあるようですね。これは、「大分市消防局は、障害者や寝たきりの高齢者が利用する民間救急輸送訪問介護会社OCSに認定書を交付した。消防局は、民間救急車が広く活用されれば、一般救急車の適正利用にもつながると期待している」ということを言っておりますけれども、この民間救急車というものがどういうものが、さらに別府市としては、推進性があればどのような対応をしていくのかお尋ねをいたします。

消防本部庶務課長(荒金 傳君) お答えいたします。

この民間救急に関する事業であります。患者等搬送事業ということで、消防機関が認定した事業者が、搬送途上に容体急変の可能性がなく緊急性がない患者等を対象に、医療機関への入退院、通院及び転院並びに社会福祉施設への送迎に対し、ベッド等を備えた専用車を用いて行う事業となっております。搬送の乗務員の要件としましては、消防機関が行う24時間の講習を修了した者とされており、応急措置、体位管理、消防機関との連携、資機材の消毒及び感染防止、搬送法等、利用者と乗務員の安全を確保するために必要な知識と技術の習得が必要とされております。

また、本市におきましては、大分市や他市の状況等を調査し、検討したいと考えております。

消防長(加藤隆久君) ちょっと補足をさせていただきます。

高齢化社会が急速に進んでいる今日、全国的にこの救急事業は増加の一途をたどっております。民間救急車は、社会的ニーズの高まりに対応するものだというふうに私どもは思っております。そこで、消防といたしましては、住民が安心して利用できる患者を搬送する業者の育成と同時に、あわせて消防とそういった業者との有効な連携体制の構築が必要となってまいりますので、他市の状況等も十分に調査をしながら研究をしていきたいというふうに思っております。

16番(田中祐二君) 次にまいりたいと思います。次に、電子申請ということで上げております。

まず、電子申請とは何かを、説明をお願いいたします。

情報推進課長(藤野 博君) お答えをいたします。

電子申請とは、現在、紙によって行われております申請や届け出などの行政手続きを、電子申請等受付システムを使ったインターネットでも行われるようにするもので、御家庭やオフィスにありますパソコンから、市役所の窓口に出向くことなく行政手続きや公共施設の予約が24時間、365日、インターネット経由で電子的に行われますシステムでございます。

電子申請をするためには、別府市または大分県のホームページから申請をすることになりますけれども、だれかが他人に成り済まして申請をしたり、他人の申請の内容を盗み見たり、申請の内容を改ざんすることがないように、申請者は原則としまして電子署名と電子証明書を付することになります。電子署名とは、高度な暗号化によって申請の内容を厳重に守り、送信者が間違いなく本人であることや、申請の内容が途中で他人に変えられていないことを証明する仕組みで、書面により申請書を作成する場合の印鑑に相当いたします。電子証明書とは、申請届け出に電子署名を利用する場合は、電子署名の所有者を証明するものであり、電子署名に対応する印鑑証明に相当いたします。個人の電子証明書の取得にはICカードが必要となっており、これは当面住民基本台帳カードとなっておりますので、住基カードをお持ちでない方は、事前に市民課の窓口で手続きを行う必要があります。

以上の電子申請を平成16年10月から開始をし、現在、34の様式で申請が可能となっております。

16番(田中祐二君) この申請ですけれども、いわば国のIT戦略の中で出てきたということでシステムを構築するには、県なり市がお金を出し合って、約2億6,000万円ということが言われております。国の費用は一切ないわけでありましてけれども、県と市町村の負担で始まって、昨年10月1日から稼働が始まっておりますけれども、そこで、このシステムに要した費用、別府市の費用と運用経費については幾らになっているかお尋ねをいたします。

情報推進課長(藤野 博君) お答えをいたします。

電子申請は、国が平成12年12月にIT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針を示し、これを受けた総務省の8項目の推進ポイントの第2番目に、住民からの申請届け出等のオンライン化の推進が掲げられております。このことから、電子申請のシステム開発は、経費削減の意味から大分県を中心に県が各市町村と共同で行っております。平成16年度の当初開発費は3,139万5,000円、その他運用費用は7,582万8,000円で、合計1億722万3,000円、そのうち別府市の負担分は425万円となっております。平成17年度の運用経費は、300万円台を見込んでおります。

16番(田中祐二君) このシステムなのですけれども、県の統計によりますと、県に対する1年間の電子申請件数は1,383件ということで、県には250種類の申請があるわけですけれども、その申請数の中で約22万件の申請があって、利用しているのは0.6%ということが言われております。別府市では、34種類の申請ができるわけでありましてけれども、当初、市民課なりに聞きたいとは思っていましたが、時間がありませんので、課長の方からは、34種類の申請があったのかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

情報推進課長(藤野 博君) お答えをいたします。

議員さんが御質問の、34の様式で電子申請が今まで何件あったかということでございますけれども、一応各課に確認しましたところ、現在のところ全くございません。

16番(田中祐二君) もう時間がありませんので、1点だけ言っておきます。このゼロという数字をどう受けとめるか。3,000万円というお金をかけて、申請がなされていない。これはもう1年間たつわけですけれども、当初、課長にお聞きして、申請が全体のどのくらいあるのかなということで把握をしてないということもあったのですけれども、やはり市民課なり、さらには児童家庭課ですか、さらにはそれぞれ課がありまして、申請する内容が決まっております。その中でもゼロということが出ておりますし、全体的にもゼロなのです。この1年間、それなら課の中でこういう状況が起こっていることについて、やっぱり中心となる人が課の中において、どういう状況になっているのか、1年経過したけれどもどうかということ、きちっとやっぱりだれかが見届けなければ悪いのではないかと。そうならないと、二、三年して忘れられたら、もう10年も20年もだれもしませんよ、これ。本当の話。

だから、初めがやっぱり大事なのです。だから、聞いたら「わかりません」ではなくて、やっぱり総括する統括者があって、どういう状況になっているのか、今。そして、そういう関係会議をつくって、状況を一回一回聞いて、そしてどこが悪いのか、いいのか。そういうことをしないと、また運用についてもお金がかかっている、諸経費もかかっている。全く、国が「やれ」と言っているけれども、昔の公共事業と一緒に、建物をつくったけれども、だれも入る人がおらんというような時代ではないと思うのです。つくった以上は、きちっと別府市がどうしていくのかということをやっぴり内部できちっと議論してやっていただくようお願いして、終わりたいと思います。

副議長(堀本博行君) 休憩いたします。

午後2時41分 休憩

午後3時01分 再開

議長（永井 正君） 再開いたします。

25番（岩男三男君） ことしは、例年になく寒さが厳しく、私の家は扇山のすぐ近くにありますけれども、鶴見山頂にもものすごい雪が降りまして、まさに白銀の世界であります。そうした中で、市役所に来ますと、市長は余り通らないかもわかりませんが、地下駐車場から売店に至る道、ここは、私の住む竹の内よりもまだまだ寒い。あのわずかな距離を通るのに凍え上がるような寒さがあります。このことについては後ほど触れますけれども。（笑声）

そこで、最近、職員の方々が研修ということでしょうか、2人の方が立たれて、市民や来庁者の方々におじぎをしておりますが、これは何が目的なのか。たぶんマナー向上だと思っておりますけれども、どういう時間体制で行っているのか、その点。

それから、私は、こうした姿を見ながら、こうした職員の方々が2人研修に立てるのであれば、むしろフロアマネージャーとして、高齢者が立ち寄ったときにどこに行ったらいいかわからない。この「研修」と称してお立ちになっている職員の方も、親切な方は、「住民票を取りたいのです」と言えば、あのエスカレーターの下までお入り案内する人、「そこへ行ったらいいのです」と言う人、いろんな方がいますけれども、このことを担当課長と打ち合わせをする中で、フロアマネージャー制度を導入したらどうかということで、その後、案内役ということで腕章をつけた方が立たれておりますけれども、これは打ち合わせの段階で、そういうフロアマネージャーを、きょうの質問を待たずに導入したのかどうか。職員のマナー向上と、この件について答弁を求めます。

職員課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

まず、職員のマナーにつきましては、市民または来庁者の皆様方からおほめをいただけるという部分もございますが、大半が厳しい御指摘をいただいております。そういう中で市としましては、各課の代表でありますマナーアップ推進委員会、これを開催する中で職員の接客を含めたマナーについて話し合いをしております。今年度におきましては、臨時・嘱託職員を含めた全職員の名札の着用、また窓口職員を対象とした接客研修、そして、職員みずから実践をする、先ほど議員さんからお話がありました「あいさつ運動」でございます。この「あいさつ運動」につきましても、研修の一環ということで、市民の方を温かく迎えるという、そういう趣旨でございます。

御指摘をいただいたフロアマネージャーの設置についてはどうかという話がございますが、まず受付、2名おりますので、受付の職員、これは財産活用課の担当になりますが、担当課長と協議をしまして、12月1日から1名が「フロアマネージャー」という腕章をつけて市民の対応をさせていただいております。市民の方々が住民票という話もございまして、あそこはグランドフロア部分になるかと思いますが、今後、年末そしてまた年始、そしてまた年度末という多くの来庁者がありますので、この部分につきましては関係部長・課長とまた協力をいただきながら、早い時期に実施をしたい、配置をしたいと考えております。

今後市民の皆さん方から、また信頼され評価をいただける市役所でなくてはならないという思いでございます。職員の意識改革を含めた研修、これらも十分取り入れて、できるところから直ちに実施をするという姿勢で臨みたいと考えております。

貴重な御提言をいただきまして、ありがとうございました。

25番（岩男三男君） 市長、当初の打ち合わせ段階では、「フロアマネージャーを新年度から考えています」というようなことでしたけれども、年末年始、早速そうした市民サービスにつながる市職員の皆さん、確かに電話の対応にしましても、それから名札にし

ても着用率が非常に高く、いい方向に向かっていると思います。

さて、そうした中で、竹の内より寒いあの通路部分。私が今まで喫煙に対して厳しく言ってきましたけれども、職員の皆さん方がほぼ、ほとんど職員が対象だと思うのですけれども、あの一番寒いところに喫煙場所を設置している。いわば、たばこを吸う人を虐待しているような、そのようにも見受けられる。

そこで、今まで分煙ということで2階、3階、廊下の突き当たりを、これをきちっと分煙体制をなささいということ言ってきたけれども、いまだにできていない。職員の喫煙場所は、あの吹きさらしの極寒の中で、機械を操作する人もかわいそうですね。ちょっと名前はわかりませんが、市長、あそこの通路のところに機械があるのです。それはもう、吹雪の舞う中、何かこう、風よけでもちょっとしたあげるといいなと思うのですよ。

喫煙に対しては小・中学校も全面禁煙、こういう制度を打ち出していますけれども、市としては、どういう考えであそこに喫煙場所を設けているのか。将来、全面禁煙にするためにあえてあそこにしているのか。そこのところはどうぞお考えなのか、まずお伺いします。

財産活用課長（藤原洋行君） お答えいたします。

まず、全面禁煙にするのか、また今までどおり分煙・禁煙にするのかということですが、この全面禁煙にするか分煙にするかという問題につきましては、また関係する課とも協議をさせていただきたいと思いますが、まず私ども、喫煙というよりも、庁内の管理を担当する課としましては、こういった分煙対策というのを非常に苦慮している状況でございますので、その点も御理解をいただきたいと思っております。

25番（岩男三男君） 協議をするということになれば、一応めど、いつごろまでに全面禁煙にするのか、あるいは分煙にするのか。それは、どれぐらいのめどを考えているのですか。

財産活用課長（藤原洋行君） お答えいたします。

私どもの課としましては、従来も内部協議をさせていただいておりますが、私どもの目的といいますか目標としましては、18年の6月までには方向性を出していきたいと思っております。

25番（岩男三男君） では、18年の6月を楽しみにしておきます。

さて、そうした中で、通告をしておりますけれども、若干順序を入れかえまして、次に3番目の朝日出張所の整備についてお伺いいたします。

この朝日出張所につきましては、私が議員になって以来、老朽化して余りにもひど過ぎる。そして、車いすの方があの朝日出張所の中で回ることもできない。ということでカウンターを切って、障害者の車いすの方にも対応できるように、また現在では、今の出張所の所長のアイデアでスロープも正面につけて、だんだん変わっていますけれども、この朝日出張所は老朽が著しい。そういう中で朗報ともいえる、JA別府市が、別府市の土木事務所の上の県の建物を買い取って、本業部分を、大部分をここに、土木事務所の上に移す。そして、現在のJA、九州横断道路沿いの農協につきましては、金融部門のみを残して今後運営していく。そうした中で、別府市もこれまでいろいろと模索してきたわけですが、本業部分を残した後に、別府市にここに入ってほしい、こういう要請がなされておりますね。私も、農協の組合長にもお会いしたわけですが、今までのどのような協議がなされて、別府市としてはこれをどのように考えているのか、まずお伺いして、その後質問していきたいと思っております。

財産活用課長（藤原洋行君） お答えいたします。

議員御承知のとおり、JAの金融部分を除くほとんどの本部部分が移転することによりまして、私ども、朝日出張所、これは老朽化によりまして地域住民の皆様方に大変御不便をおかけいたしている状況でございます。そういった中で、JAの1階の空きスペースを

お借りできないかといったことで、現在協議をさせていただいておる状況でございます。

25番(岩男三男君) JA、農協の空きスペースをぜひ借りてほしいという農協から強い要望も来ております。これも今まで要望してきたことですが、今の朝日出張所の2階部分は、到底集会等ができる状態ではない。ところが、幸いにして今回、農協が移れば、2階に会議室とかなり小部屋もあります。こうしたものを2階もできたら別府市が借り上げて、あの部分は、非常に鉄輪一帯は高齢化が進んでおりますし、唯一朝日・大平山地区公民館がありますけれども、バス等も通っておりません。高齢者は行くときはタクシー、あるいは歩いていくしかない。こういう部分ですので、2階部分の管理、これは非常に難しいかと思うのですけれども、できれば2階部分を鉄輪地域のまちづくりグループと何らかの形で、ここを集会所も含めて管理をしてもらうようにする。また、朝日出張所については解体をして、できれば現在の朝日出張所の方側から農協の現在金融部門を行っているところになるかと思えますけれども、出張所に入れるようなそういう体制を農協と協議をして進めていってほしいのですが、その点について当局の考えを教えてください。

財産活用課長(藤原洋行君) お答えいたします。

現在、協議いたしておりますが、まず一番問題になっているのが、管理関係をどうするのかといった部分でございます。特に2階のあの部分につきましては、下が銀行業務、また出張所が入った場合は出張所、主に5時までで閉鎖される事務所になってまいります。そうなりますと、2階の部分が、もし仮にお借りした場合、地域の方からの要望等については、夜間使用の希望が多くなるのではないかと。そういった部分で、やはり管理が一番難しい問題ではないか。そういった部分で現在、私どもの課が中心となりJAとも協議をさせていただいている状況でございます。(「解体」と呼ぶ者あり)

大変申しわけございません。解体の部分につきましても、私の方から協議をさせていただいた状況もございます。ただ、現在キャッシュコーナーとかそういった部分で、なかなかJA側としましても判断しにくい部分、といいますのも、JAの本部部分が土木事務所の上ですかね、そこに移転しても、やはり今までの利用者の方の不便を考えた場合、どうしてもJA側が判断しにくいというような状況もございますので、あわせて継続してお話し合いをさせていただきたいと思っております。

25番(岩男三男君) できましたら、市長に後ほど答弁をしてもらいたいのですけれども、非常に老朽化した建物、これを建て直すとなれば莫大な費用がかかると思うのですね。これに借家方式で入れるということは、別府市は経済的にも大変助かるのではないかと思います。これはぜひ進めてもらいたい。時期的には、農協部分が土木事務所の上に移るのはいつごろなのか。早くて入居できる態勢がとれるとしたらどれぐらいになるのか、まだ漠然とした部分があると思うのですけれども、大方の見通しがあれば答弁をください。

あわせて、ここは非常に交通渋滞が起きております。こっちの新別府病院、原の方向側からいきますと、右折車線がないためにずっと朝日小学校の上まで渋滞がひどいのです。この際、農協がそういう形で移転するのであれば、この土地は別府市が農協に貸し付けている土地だと思えますので、階段部分とかいろんな難しいところはあると思うのですけれども、県の協力も得ながらぜひ――前も提案しましたけれども――右折車線、これをつくってほしい。

それから、下から九州横断道路を上ってきますと、左側に回る大型車が非常に回りにくい。これはJAの土地ですから、この際あそこを、これも県の協力を得て隅切りができないか。こういうことも含めて農協と協議をしてもらいたいと思えますが、いかがでしょうか。

財産活用課長(藤原洋行君) お答えいたします。

J Aの移転の予定につきましては、来年の5月までには移転をしたいというようなお考えをお聞きいたしております。そういった意味で、協議が整いましたら、朝日出張所の部分につきましては、J Aの移転後、当然内部の工事等もございますので、予定といたしましては、6月、7月ぐらいになるのではないかな。これはあくまでも協議が整ってからということになりますが、そういった部分で御理解をいただきたいと思っております。

また、今、道路の拡幅の関係につきましても、やはりJ Aとの協議が整わない限りは難しい部分でございますので、こういった部分につきましても、継続して協議をさせていただきたいと思っております。

市長（浜田 博君） お答えいたします。

議員には、以前からこの朝日出張所の問題については御心配をいただいております。感謝を申し上げます。地元の皆さんも、老朽化した中で、集まる場所がなくなったとか駐車場がやはり狭いとかいろんな問題が出ております。これはすばらしい絶好のチャンスだと思いますし、また農協さんが大変配慮をいただいてこういう状況になったと思いますから、十二分に今御指摘いただいた点を協議の場に乗せながらできるだけ早く、5月ぐらいに向こうに移転をするということですから、それ以降、入れる状況をつくりたいなと思っております。

さらに、県道拡幅部分につきましても、右折車線がないという部分も警察交通課ともずっとお話し合いをしております。今度、鉄輪の派出所、あれも一緒に農協の中に入る計画もあるようでございますので、そういったところも踏まえながら道路の右折車線がどうなるのか、信号機のつけかえが可能なかどうか、このことも含めて協議をしてみたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

25番（岩男三男君） ありがとうございます。ここを利用している方々が大変に喜ぶと思っておりますので、善処方をよろしく願いまして、次に安全対策について、1番目の児童の安全対策ということで、これはさきに池田議員だったと思うのですがけれども――氏名を出してごめんなさい――小学校の正門付近のグリーンのカラー舗装を私が提案しまして、これをあと残りが3校、国道部分、県道部分が残っているようですが、これも含めて保育園の前も安全のためにカラー舗装してほしいという要望が出されて、当局も前向きな答弁をしておりますけれども、このカラー舗装が新年度に実現できるのか。できれば小・中学校と同じようなグリーンのカラー舗装。業者によって随分色が違うのですね。しかし、グリーンには変わらないと思うのですが、そういうふうにしてほしい。

さきの決算特別委員会で、車いすが白線の横断歩道を渡っていったら、歩道に上がるところに段差があって車いすや高齢者が上がれないということを指摘しましたところ、指摘した部分については早速車いすが上がれるように対応していただいて、感謝しております。

そのほかにもまだまだたくさんこういう部分があると思っておりますので、保育園のカラー舗装については、色はどのように考えているか。また、国道、県道残り部分についてはどのように考えているか。あわせて、残りの白線の横断歩道を渡っていったところには、まだまだ車いすや足の悪い方が上がれないような段差があるところがたくさんあると思っておりますが、それらについてどのように対応していくのか、お伺いします。

土木課長（松本 正君） お答えいたします。

現在、市内には市立が8と私立18の計26の保育園があります。今年度、児童家庭課との協議により扇山ほっぺパークの入り口の交差点部分にカラー舗装の路面表示をやっておりますが、さらに、最近1カ所保育園の入り口付近でグリーンのカラー舗装工事を行っております。今後とも園児の安全対策のため、小学校と同じ色のグリーンのカラー舗装や交通標識の整備等、関係各課、公安委員会、地元自治会と協議を行いながら、小学校の残りの部分を含めて逐次整備を行っていきたいと考えております。

次に、段差の解消の件でございますが、歩道の段差の解消の取り組みについては、さきの決算委員会で岩男議員さんから御指摘を受けました。御報告を申し上げましたとおり、過去3年間で道路改良事業、維持補修事業により102カ所の切り下げを行っております。

また、その委員会の席で、実態調査をやってもらえないかというふうな要望もございまして、実際、段差の実態調査を行いました。市道の1、2級の幹線道路12路線で68キロの調査を行ったところ、113カ所の段差を確認しております。この段差解消の取り組みについては、石垣地区の39カ所の解消につきましては、来年度から「石垣地区安心歩行エリア事業」ということで集中的に解消してまいりたいと思います。その他の市道についても順次施工を行い、段差の解消を行ってまいります。

25番（岩男三男君） 横断歩道から上がるところの段差が、段があるのが113カ所もあるという驚くべき数字があります。これはやっぱり別府市としては、障害者や高齢者がふえてきますので、石垣地域についてはそういう制度があるでしょうけれども、何か県の補助でも受けられる、そういうことも研究しながら進めてほしい。

次に、もう一つ交通安全対策について質問した後、楠港に入りたいと思うのですけれども、このグリーンのカラー舗装を要望したときに、別府市の信号機、これは歩車分離式に県の方に要請して進めてほしいということで、今、何カ所か、6カ所ですか8カ所ですか、できているのですけれども、別府市の信号機は何カ所あるのか。そして、この歩車分離式に今後どのように取り組んでいくのか、この点をお伺いします。

環境安全課長（宮津健一君） お答えをいたします。

現在、別府市内に信号機は222カ所ございます。その中で交差点は164カ所でございます。いわゆる道路を横断するだけの歩行者信号機は58カ所となっております。また、お尋ねの歩車分離式の信号機は市内に8カ所ございます。

今後どういった方向でということでございますが、これは別府警察署の方にお尋ねをいたしました。信号交差点におきまして、すべての横断歩道を同時に青にすることで歩行者が安心して渡れる歩行者専用の時間帯を設け、歩行者と車の通行を完全に分離する方式でございます。横断中の歩行者と右折・左折する車の接触事故防止を図っております。歩車分離式信号機は、道路を横断中の歩行者を巻き込み事故から守る面では有効でございますが、車両は歩行者の横断中に右折・左折できません。そのために若干渋滞をするというふうな問題も含んでおります。設置場所といたしましては、自動車等の右折・左折の交通量及び歩行者等の通行量の多い交差点、公共施設の付近、または生徒・児童の通学路、幼児・高齢者及び身体障害者等の交通安全を確保する必要がある場所に設置をしているというふうになっております。

25番（岩男三男君） そういう場所にぜひ早急に、特に事故が起きたようなそういう交差点、そういうところは警察とも県とも協議しながら進めていただきたいと思います。

さて、「楠港問題」という言葉が適切かどうかわかりませんが、楠港の件ですけれども、市長、私と市長がことしの3月議会でこの場で意見、私も意見を述べ、質問をしてきました。市長は、そのときに、「経済界としっかり話し合う」。議事録にも載っておりますけれども、「現在、100メートル走なら80メートルまで来ている。あと20メートルだ」、こういう答弁をされました。私は、「当然、凍結期間が一番大事ですよ。市長、経済界の協力なくしては今後の市政運営は厳しいのではないですか」、こういうことを申し上げてきました。市長は、「その後、しっかり話し合う」という、この議場で答弁をいただきました。最近の新聞を見ると、「公文書をもって話し合う余地はない」、このようなことが報道されておりますけれども、別に私は商工会議所の味方をするわけでもありませんし、商店連合会の一員でもありません。しかしながら、別府市の起爆剤としてやろうとするこの楠港の跡地の開発、これはやはり市を二分するようなことではなくして、

より多くの方々の賛同を得て進めるべきだと思うのですが、こうした私の3月議会で質問した「経済界としっかり話し合う」という答弁、これに対してその後どのような話し合いを展開してきたのかお伺いします。

商工課参事（阿南文明君） お答えいたします。

商工会議所などから、話し合いによる企業誘致に関する合意ができているかとの御質問でございますが、先日、商工会議所から「楠港埋立地の跡地利用についての提案」という趣旨の要望がなされましたけれども、過ぐる議会の中で市長から、「明確に代案を提示されても、これを検討する時期にない」ということもお答えしておりますので、市といたしましては、誘致企業を公募し株式会社イズミが選定されており、この結果を踏まえた上で当該地における企業誘致、さらには本市の中心市街地の活性化に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと考えております。（「私に対する答弁は何だったのですか」、その他発言する者あり）

観光経済部長（山川浩平君） お答えを申し上げます。

繰り返しになるかわかりませんが、確かに3月議会で市長が答弁をいたしておりますけれども、この中には、「いろいろな方の御意見がありましたら、お聞きしますよ。ただ、選定委員会で選定された業者がすでに存在しているわけですから、そのことについてどういう協議をするのか、その協議をしているさなかに新たな代案が出ても、それはなかなか検討しにくいですよ」というお答えを申し上げますので、そういう案が会議所の方から提示をされたということですので、「それについては、今は検討はできませんよ」という回答をいたしておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

市長（浜田 博君） お答えいたします。

岩男議員の質問に対する、今、議事録を見せていただいて、私がどう答えたかということをお読みいただきましたので、お答えが遅くなりまして申しわけありません。

「いわゆる経済界の皆さん、これから仲よく市政と協力態勢にないと市勢の発展はないという思いは同じでございます」ということから始まっています。そして、新会頭とも話し合いをずっとさせていただきました。「トップで協議を進めていきましょう」、このお約束もしっかりしてきた経緯もあります。そういう意味で楠港問題にかかわらずいろんな問題をこういう形でお話を聞くということ、私はその時点で話し合いをするということは、いろんな意見、皆さんの意見を聞きますよ、市民の声も聞くし、経済界や商店街やいろんなお話できたときにはしっかり聞きますよという気持ちを言ったつもりでございます。

そういう意味で、決して私は拒否をしているというふうには自分自身では思っておりませんし、ただ先日の新聞で商工会議所の皆さんから、企業誘致、楠港の跡地利用についてということで要望がなされたとき、このときに、「要望としてはしっかり受け取ります。皆さんの貴重な意見ですから、受け取ります」ということは申し上げました。要望も聞かん、何も聞かんという姿勢では全くありませんね。ただ、そこに「話し合い」という言葉でどういうふうには解釈されているかわかりませんが、企業誘致に関する合意ができないと話し合いにならないのかどうかも含めてですが、私はその提案の中身を、文書の中で、要望の中で提案の中身を見たときに、私は100メートル走で80メートルまで来ている、立ちどまったというお話をさせてもらいましたね。では、そこで話し合う、提案を受けて、では、今の企業の誘致が決められている株式会社イズミとこの提案と、比較をするという状況にはないという思いがありますから、これは公募する前、そういう産・官・学を含めて楠港の跡地をどうするのですかという話し合いをなささいということの意味に私は受け取ったわけです。だから、私は、その企業誘致の公募が間違いということであれば、皆さん方のその指摘はそれで当たると思いますが、公募をして選定された以上、今その提案を



持ってきて比較をするということは、逆に返せば、これを白紙に返しましょう、では、撤退してもらいましょう、では、そこからまた楠港跡地をどうするのですかという話し合いをしましょうというテーブルに戻るということですから、私は、それは提案としては受け取るわけにはいきませんということでお断りをしたわけで、話し合いを拒否したという思いは全くありません。要望としては、しっかり受けとめたということでございます。

25番(岩男三男君) ちょっと市長、あなたの発言と受け取る側のニュアンスが違うのですよ。さっきから話がそこのところがちょっと、きょうの答弁のやり取りを聞いていまして、あなたは、アンケートの中で、ほとんど反対の意見はなかった。アンケートそのものも、こうした分析をして出すのは、わずか700人が800人ぐらいの、それをこうした形で分析して出すのはいかながかなと思うのですけれども、この中でも18%の人の反対があるではないですか。そこのところには全然触れない答弁。

それから、あなたは設計変更ということを言われました。流川から海が見えるようにイズミをお願いしている。では、この選定委員会の中で、イズミが「設計変更はできません」と言っているのでしょうか。他の2社で、「いかようにも市の要望に応じます」と言って選定委員会に臨んだところもあるではないですか。ここら辺の市とイズミと内々にあなた方が交渉されていると思うのですが、どこまで進んで、本当に流川から見えるような、そういう話し合いまで、私も議員の一員として別にあそこの楠港をそのまま放っておけとは言わないのですよ。だけれども、市民の合意形成ができるように、なるほどというあなたの、前回も言いましたよ、「市民に説得するのであれば、まず私を説得しなさいよ」と言いましたけれども、どのように進展しているのか、そこのところを教えてください。

市長(浜田 博君) 私が凍結をした時点で、自分からみずから動いて、その凍結の期間中にどこまでやってくれるのですかという話を持っていったりは、原則的には何もしていません。だから、今どういう状況下にあるかということも、凍結を解除した時点で私の思いがどれだけ伝わっているのか、それは市民の思いとして私は出したつもりですから、ただ公募中の選定委員会中は設計変更しないという、これは企業側の自信、自信というふうになるのかどうかわかりませんが、これでも、それがだめですか、どうですかという選定をかけたわけでしょう。それでいいということになったのです。私自身は、ああ、これでは提案できないなという思いがずっとありましたから、私の思いは、市民の皆さんがやっぱり海が見えなくなる、5階建てがばさっとあの流川の真ん中に出ると困るという話はずっと聞いていましたので、「こういう形は海が見えるようにならんのですかね」という市民の思いを凍結前にしっかり伝えているわけでございます。それ以外にもいろんな市民が、こうしてほしい、ああしてほしい。やはり道路で切るのではなくて、お年寄りの方も障害者の方も、エレベーターがあってちゃんと渡れるような歩道橋までやはりつくってほしいですねという思いがありましたから、そういうこともしっかりお願いをしてきているわけです。

それから、きょう、指摘がありました交通渋滞対策。これは大変な問題ですから、このことは何とか駐車場も含めて商店街の皆さんに、買い物に行った方々もイズミさんの駐車場を使わせていただいてサービスができませんとか、とにかく商店街の皆さんの活性化のためにも人が回ってもらうような方策をぜひお願いしたいとか、いろんなことを無理なお願いをしっかりと私はしているわけです。凍結した後は、それができたのかできんのかと確認ができるわけではありませんし、私からは一切動いておりませんので、会社側に私も会っておりません。しかし、凍結を解除した後、どのくらい聞いてくれているのかな。撤退をしてないということになると、真剣に企業側も別府の活性化のために頑張っていたらと私は信じておりますから、凍結を解除すると同時にそういった絵が大方出のかなと期待をいたしております。

25番(岩男三男君) ちょっと理解しにくい答弁なのですけれどもね。凍結をしてから初めて「流川から見えるような、そういう設計変更ができますか」という交渉をするということなのですか。もう凍結解除したときは、そういうものが提案できる段階になって議会で提案するということなのですか。そのところが、はっきりわかるように教えてください。

助役(大塚利男君) お答えいたします。

このことについて、流川から海が見える建物にしていだきたい。これは凍結前から市民の皆様方の要望が非常に強うございました。これについては凍結をする前に、市長の方も企業の方をお願いしております。企業の方も、「非常に難しいが、真剣に検討させていただく」という答えをいただいております。その後、今、市長の言われたことは、市長は、「凍結してから私は株式会社イズミとは一切交渉してない」ということを言われたわけございまして、この問題については投げかけておりますので、株式会社イズミの方から答えが返ってくるものと、そのように思っております。

25番(岩男三男君) そうしますと、市が投げかけた問題に対して満足のいく答えが返ってこなかったら、この誘致をあきらめるということですか。何かちょっと理解しにくいのですね。どうぞ、助役。

助役(大塚利男君) お答えいたします。

株式会社イズミの方に凍結前、市長の方から申し出たとき、株式会社イズミも、「最大限の努力をして何とか設計を見直していきたい」という答えをいただいておりますので、何とかなると、私も、その分についてはクリアできるものと。その他いろいろな要望もいたしております。そういったものはクリアできるというふうに、私も判断いたしておるところでございます。

25番(岩男三男君) 助役、そのもろもろの要望というの、ぜひ聞かせてください、どういう要望をしているのか。

それから、12月2日に別府市の別府銀座商店街振興組合、ここが楠港のイズミ誘致、商店街初の賛成決議ということで、イズミとこの商店街が、以前購入していた八百徳の跡地ですか、ここをイズミに買い上げてもらって、ポケットパークなるものを建設して市に提案する。これは、もう別府市が了解していることですか。凍結期間中に、こういうことが行われるというのは不思議ですね。ましてや、この新聞報道されたのが12月2日ですよ。

前日、ここで商店街の総会が行われましたね。その夜の懇親会に浜田市長は出席されていると思いますが、そのときにこういう話が当然、あなたが懇親会に行った翌日に賛成決議が出てくる、これはもう市長と合意の上で市民はこういう発表がなされたら、当然理解しますよね。私のもとにも、「『凍結、凍結』と言うけれども、違うのではないの」という、そういう市民からの声が入っているのですが、この点はいかがですか。

助役(大塚利男君) お答えいたします。

もろもろの問題について、大きな点については、先ほど市長の申しましたように商店街で買い物をした場合でも株式会社イズミの駐車場を使わせていただきたいとか、それとか、国道を渡る歩道橋にエレベーター等を設置していただきたい、障害者のために、お年寄りのためにそういったのも配慮をいただきたい、そういったこと、それとあわせて海岸線が見えるような――流川からですね――壁にならないような設計に変えていただけないか、そのようなことについて、これは凍結前から要望していたところでございます。

また、今、株式会社イズミと商店街の方がポケットパーク、新聞等で報道されているそういったことについて、凍結中におかしいのではないかとということでございますが、市と株式会社イズミの、先ほど私が申しましたように、市長と正式な交渉はいたしておりませ

ん。これは商店街と株式会社イズミさんがお会いして、そしてそのような話になった、そのように思っております。

また、市長が当日、当日というのですか、この前、商店街の総会の後に呼ばれたという点については、市長の方から御答弁させていただきます。それ以前の関係については、商店街と株式会社イズミとの交渉については、市は全く関与いたしておりません。

市長（浜田 博君） お答えいたします。

何かあたかも前の日の忘年会でしたか、行ってお約束をして要請をしたような感じにとられましたが、全くそれは誤解でございまして、私自身、商店街の忘年会の御案内は、早い時期にいただきました。しかし、今は毎晩三つか四つ平均いただいています。可能な限り、お酒は飲めませんが、できるだけ出て、「1年間御苦労さま、ありがとう」という、私は出てごあいさつをさせてもらっています。その時点のあいさつを聞いた方は、この楠港の問題は、「く」の字も私は何も言っていません。「商店街はお疲れでございました。国際通りソルパセオとして頑張っていたいただいていることをありがとうございます」というお礼は言ったつもりです。ただ、総会の懇親会の席上で東保理事長さんから、「きょう、総会で全会一致で企業を誘致してほしい、凍結を早く解除してほしいという、全会一致で決議をしましたので、報告をします。それを持って、あす要望にまいります」ということです。要望の来た時点でポケットパークの問題とか駐車場の問題とかを初めて知ったわけございまして、ポケットパークは一切私も知りませんでした。駐車場の問題等々は、私の方が凍結前に逆にお願ひしていた分、「できれば流川から、10号線から流川通りに駐車場対策も考えてくれませんか、そして商店街もとめやすい場所に駐車場をつくらせていただくと、本当に商店街の方にお客さんが行けるのではないですかね」、こういうお願ひは凍結前にしっかりお願ひした部分でございまして、株式会社イズミも、そのことは考えておいた中で商店街と話し合いをしたのかなと後で考えたわけございまして、とりわけ私が、先ほど助役の方から答弁いたしました。イズミさんにお願ひした大きな願ひは、「もう土地は売れません、何とか賃貸でお願ひします」という問題と、あわせて、海が見えないのは景観条例行政団体になっているんな意見がありますが、「海はどこからでも見えるのだ」という言う方もあったのですが、私は、子どものころからラクテンチから、流川から見た海が見えなくなるのは寂しいな、こういう思いもあって、何とか海が見えるような、「設計変更」という言葉は使いませんが、「海が見えるような進出の仕方はないのですかね」、これは強くお願ひをしたことは事実でございます。あと、もろもろの横断歩道橋の問題、コインバス等の問題、それから買い物共通券の問題、できるだけ商店街にお客様が回ってもらえるような方策を考えてくださいという部分、あと、いろいろたくさんお願ひをいたしました。

私は、今、撤退をしないで真剣に考えていただいている株式会社イズミの意思表示をしっかりと信頼をして待っているという状況でございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

25番（岩男三男君） 市長、今冷え込んだ別府市の駅前を中心とした商店街を活性化したいと、あなたの気持ちは十分わかります。しかしながら、さきの商工会議所の生命保険のビルを買い取ったり、こうした形で凍結中にこういうものが出てくる。「こういうもの」とは悪いけれども、こうした報道がなされる。当然、この東保さんという方はあなたの支持者だと思ひますけれども、ここら辺のところはやっぱり……（発言する者あり）支持してないかもしれないけれども、あなたに賛同して賛成決議をしたのですから、少なくとも反対派ではない。

そこで、助役。壁が見えないように、そういうことも意見・要望しているというけれども、では、これ私はおおるわけではないのだけれども、あなた方の一番の問題は、政治手

法だと思うのですよ、手法。市民にわかりやすくするために凍結。その凍結している間が大事だということで、「経済団体とも話し合います」とか言ったけれども、また、我が党の原議員からも、「あなたに足りないのは対話だ」ということで、「もっと議会とも話し合いをなささい」と。その後、いまだに一度も話し合いがない。だから、やはり政治手法によったら、私だって議場で一転して、「しっかり話し合う」と言ったその市長の答弁、それが実行されなかったら、「なに」となるではないですか。

これ、助役、そうした設計変更。壁にならないようにするという意味合いはどのようなことなのですか。階を下げるということなのですか。駐車場を別のところにつくるということなのですか。そこら辺のところ、「いかなる設計変更にも応じます」と言った業者から見れば、「設計変更に応じない」と言っていた株式会社イズミとの間に大きな隔たりができてくるから、そこら辺をあなた方は十分配慮して議場で答弁していただかないと、私どもは庶民のため、生活者のためという原点を持っているのです。別に企業とか商工会議所とか商店連合会とか、その人のために今、質問をしているのではないのです。やはり別府市で生活している人、働いている人たちがよりよくなればいいことです。だけれども、そこに行くにはあなた方の政治手法に――後で日田サテライトの問題でも若干触れますけれども――よって大きな誤解を生んで、それがしこりになっている。だから、ここでもし可決されたとしても、またいろんな問題が生じてくる可能性が起きるから、もう少しあなた方の答弁は親切丁寧にわかりやすくしてもらいたい。

どのような業者への対応と、壁にならないように要望しているというのは具体的にどのようなことなのですか。

助役（大塚利男君） お答えいたします。

議員さんの御質問の中で、ある業者の場合はいかようにも設計変更するという話があったというような御質問の中にございましたが、これは選定委員会の中で、ある業者の場合に「いかようにも」というようなことではございませんでした。選定委員の中のプレゼンテーションの中で、「階数を下げるといようなことはできますか」という質問の中に、ある企業の場合は、「それは検討させていただく」ということをお答えいただきました。これは選定委員会の中でそういったやり取りがあって、ほとんどの企業の場合は、「変更は難しい」というお答えをいただいております。そういった中で、選定委員会の中でこれが出て、最終的に選定委員会で株式会社イズミの提案が選定されたところでございます、選定委員会の中で。その後、私ども、株式会社イズミ、選定されたイズミについての誘致を進める中で、外観予想図なども出ておりましたので、市民の方もそういったのをごらんになったと思います。そして、「流川から見て壁になるようなのは何とかならんのかな」という強い要望が市長の方にもありましたし、私どもの方にもありました。そういったことから私ども、できるだけやはり誘致する以上、市民の要望を聞き入れたい、そういった思いで株式会社イズミと交渉の中で、「何とか配慮していただきたい。流川から何とか海が見える方法を配慮できないか」ということを御提案させていただいて、株式会社イズミの方も、「何とかできるように相談しましょう。検討しましょう」というお答えをいただいていたということを申し上げたところでございます。そのところを御理解をお願いいたします。

25番（岩男三男君） 株式会社イズミという会社は、私も今まで行ってきましたけれども、非常に商売が上手で、至るところ行ったところ成功しております。しかし、その成功即商店街が活性化しているかといったら、その問題はきょう、あえて聞きませんけれども、今まで指摘してきたとおりです。

あなた方は「知らない」と言うかもしれませんが、来年6月末までに出店できなかった場合は契約を解除できるなどの条件がついているところ、ポケットパークについて。

こういうことが書かれているのですけれども、こういうことから考えると、あなた方は少なくとも3月議会、あるいはそれ以前に提案する考えがあるのかなと思うのですけれども、この記事とあなた方の考えは全く関係ないのか。市長は、あの楠港は本来市長出馬のときの公約は、「緑豊かな、市民や観光客が集える場所にする」。そしてまた、「市を二分するような問題があれば住民投票」もと公約の中に上げています。もうまさに二分するような問題ではないかな、私はそういう考えがするのですが、住民投票にするか、さきに15番議員、我が党の堀本議員が申し述べましたけれども、来年になれば、あと1年です。

まさに小泉さんが、郵政民営化を掲げて国民に問うとって選挙をされましたけれども、前回の3月議会と今とは全然違うと思うのですよ。だから住民投票か、あるいは市長の選挙の公約として堂々と市民に問うて、これで市民から賛意を得たら、あなたは堂々とここに誘致することが可能だと思うのです。だれも言うものはいないと思うのですが、そういうお考えはございませんか。

市長（浜田 博君） お答えいたします。

住民投票かというお話でございますが、公約の問題と今、あわせて質問をされましたね。選挙公約というのは、私の任期は4年でございますから、この4年間に私は企業が来ると思っていなかったのが、正直なところ事実でございます。12年間実現しないものを、私になって実現するはずはない。だから、公約としては、あのまま放置しておくよりも野外イベント的な、また駐車場にして商店街に行ってくれる部分ができないかな、こういう思いで公約では出しました。しかし、当選して1カ月後から――何度も言いましたが――土地がこのように下がってきたから買いたいという企業が出てきた。それでもすぐ飛びついていくべきではないという思いで半年待ったわけでございまして、そこで公募しました。そのときには私も期待をしました。観光立市だから素晴らしいにぎわいを持てる観光施設が来てくれるのかなという思いでベストをねらったわけですが、最終的には18社説明会に来ましたが5社残ったということでございまして、だからそういう形で選定委員会、それも私が選んでいくことができない。そういうことから選定委員会をつくったわけです。

選定の方法とか、いろいろ批判がありましたけれども、選定された以上は、私はこの企業に対して市民は、この企業はどこが悪いのか、こういうふうにしてほしいという要望がたくさんあるから、これをしっかりぶつけてみよう、だから「戦う」という言葉を使わせていただいて、議員からもおしかりをいただきました。「だれと戦うのか」と怒られましたが、しっかり市民の味方となって要望をぶつけていくという思いで戦ってきたわけです。

だからこそ、私は公約違反と思っておりませんし、そのことは、私は公約とずれてない、活性化のために私はこういう時期を、チャンスをとらなくてはいけないという思いは同じでございます。

ただ、住民投票という私の受け取り方は、自分自身が判断として、（発言する者あり）判断として迷ったときに、どっちにしようかなと思ったときに住民の声を聞くということもある。しかし、議会の皆さんがどっちに判断していいかわからないと思ったときに、市民の声がわからないよ、こういうときに、私は議会から要請があって「やりなさい」と。これもお金がかかることですから、議会が承認していただかなければ住民投票にも持ち込めない。だから私、住民投票は、私自身が迷ってないわけですから、信念としては誘致をしたいという思いでやっているわけですから、住民投票にいくつもりも今はこの問題ではありません。（発言する者あり）

ただし、アンケートの問題も（発言する者あり）――時間をとって申しわけありませんが――アンケートの関係も「わからない」という部分がたくさんあるではないですか。そういう思いで……（発言する者あり）はい、一応切ります。

議長（永井 正君） やがて正規の時間がまいりますので、あらかじめ会議時間の延長

をいたします。

25番(岩男三男君) 市長の答弁を聞く時間も少ないわけですが、やはりそうしたあなたの政治手法が、今回の日田のサテライトの問題にしても、これは示談であれば議会に提案しなければならないけれども、裁判ということになれば、これはもう議会上程することができないわけですよ、自治法96条によって。そうなれば、これはあなた方が市民の利益を守るために、日田サテライトにおいては断固としてこれは別府市の主張を貫いて市民利益を守っていかねばいけません。ただ、こうした問題も、そして今度の楠港にしても、あなた方の政治手法によってこういう問題が起きてくる。だから、もう少し我々議会とも、そして市民団体とも対話を深めながら、もう少しわかりやすい政治、そして誤解を招かないようにしてもらわないと、市長の場合、非常に人間性はいい人なんですけれども、政治手法としてやはりちょっと誤解を、ちょっと過ぎる場合がありますので、この点を指摘して、もう時間がなくなりましたので、本日の質問は終わります。

議長(永井 正君) お諮りいたします。

本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(永井 正君) 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時01分 散会